

# 陳 情 回 答 緯

(陳情第 24 号～第 42 号)

平成 30 年第 2 回 市議會委員會審查分

堺 市 議 會

# 目 次

陳情第	24号 行政にかかる諸問題について	1
陳情第	25号 子どもの権利について	15
陳情第	26号 受動喫煙防止条例の制定について	17
陳情第	27号 行政にかかる諸問題について	19
陳情第	28号 行政にかかる諸問題について	35
陳情第	29号 近畿大学医学部附属病院について	45
陳情第	30号 平和施策について	47
陳情第	31号 障害者施策等の充実について	49
陳情第	32号 近畿大学医学部附属病院について	71
陳情第	33号 生活保護者の成年後見等の報酬助成について	73
陳情第	34号 生活保護について	75
陳情第	35号 生活保護について	77
陳情第	36号 日中一時支援事業について	79
陳情第	37号 行政にかかる諸問題について	81
陳情第	38号 公共交通について	85
陳情第	39号 放課後施策について	87
陳情第	40号 放課後施策について	89
陳情第	41号 放課後施策について	91
陳情第	42号 放課後施策について	93



番号	陳情第24号
件名	行政にかかる諸問題について
審査委員会	議会運営委員会
審査日	6月22日

(審査結果)

第2項

現在、議会の広報については「広報さかい」において「議会のうごき」として、定例会や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づき、できるだけ多く掲載しています。さらに、平成25年度からは重要な議案に対する会派等別の賛否の一覧を掲載し、充実を図っています。今後も市民の皆様に議会の活動を一層分かりやすくお伝えできる紙面づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

番号	陳情第24号	所管局	市長公室			
件名	行政にかかる諸問題について					
<b>第3項（企画部）</b>						
<p>本市では、区民とともに区域内の課題の解決を図ることに資するため、区ごとの特性に応じた施策、事業等に係る総合的な計画、方向性等について調査審議等を行う区民評議会を各区に設置するなど、区民の行政への積極的な参画や都市内分権の推進に取り組んでおります。</p> <p>今後も、都市内分権、住民自治の取組を進めていくとともに、自治基本条例についても、大阪府内を含む先進自治体の情報収集や調査研究を進めてまいりたいと考えております。</p>						
<b>第4項（広報部広報課）</b>						
<p>「広報さかい」では、市民の皆様の日々の生活に関わりが深く、役立つ情報を、適切な時期に分かりやすくお伝えするため、「福祉」「子育て」「健康」「環境」「人権」「催し」などのテーマごとに編集しております。また、特に市民の皆様にお知らせしたい重要な施策については、1～3面や12・13面見開きのカラーページで詳しく紹介しております。</p> <p>本市では、子どもからお年寄りまで誰もが健康で、笑顔あふれるまちの実現をめざしております。こうしたまちづくりへの取り組みを、「広報さかい」を通じて身近に感じていただくとともに、市政への关心と理解を深めていただけるよう、今後も紙面の更なる充実に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第5項（人事部人事課）</b>						
<p>多様化する行政ニーズに的確に対応し、本市が将来にわたり持続的な発展を遂げていくためには、選択と集中の観点から施策・事業の不断の見直しを行い、経営資源である要員を最適配分する要員管理の推進が不可欠であり、平成24年3月に策定した「堺市要員管理方針」に基づき、これまで計画的に取組みを進めてきたところです。</p> <p>今後とも、要員管理の適正化にあたっては、少数精鋭のもと費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。そのために、市民の視点に立って改めて事務事業を点検し、民で行うに適したもののは民に任せ、市が行うべきものは職務の内容を考慮して適切な扱い手を選択とともに、職員の体制を充実すべきところには必要な措置を講じてまいります。</p>						
<b>第6項（行政部行政管理課）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）</b>						
<p>指定管理者制度や事業委託については、公の施設の管理・運営等に民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、今日の多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、管理経費の削減のみでなく、市民サービスの向上を図ることを目的とするもので、市では、そのメリットが活かせる場合については適切に導入を進めています。</p> <p>指定管理者や受託事業者に対しては、市として、実地調査などのモニタリングを実施し、必要に応じて助言・指導を行うほか、事業や年度終了後には管理運営の状況について評価を行うなど、適正な管理・運営等の確保とともに利用者サービス向上のための取組を行っております。</p> <p>今後も、民間事業者等の創意工夫により、利用者ニーズに合わせた利用時間の変更など利用者サービスの向上が図られるよう、導入の趣旨を踏まえた適正な運用に努めてまいります。</p> <p>引き続き、市民の視点に立って事務事業の見直しを進めるとともに、業務の内容や性質に応じて最もふさわしい扱い手を選択してまいりたいと考えております。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

**第7項（人事部人事課）**

本市では、女性職員の活躍を推進することにより、市の施策にこれまで以上に女性の視点や考え方方が反映されることで、多様な価値観に基づく施策展開が図られ、市民サービスの向上につながるものと考えています。

平成28年4月には「堺市職員の女性活躍推進プラン」を策定し、市の管理職に占める女性の割合等の数値目標（平成30年度までに12%以上）を定め、女性職員の登用拡大に向けて取り組んでおり、平成30年4月1日時点での管理職に占める女性の割合は12.8%となっています。

具体的な取組みとしては、女性職員の管理職昇任に対する不安解消やキャリア形成支援を目的とした研修の実施、係長級の昇任試験における受験環境の整備（女性職員のための交流会や託児所の設置等）、そして本市管理職による「イクボス宣言」等を実施しています。

また、平成29年改定の「第4期さかい男女共同参画プラン」においても、市の管理職の女性比率の数値目標（平成33年度までに15%）を掲げており、今後も、女性職員が個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の整備など、全ての職員がいきいきと働くことのできる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

**第8項（行政部総務課）（文化観光局観光部観光企画課）**

自衛官及び自衛官候補生の募集に関する広報については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第119条の規定により、都道府県知事及び市町村長が行なうこととされており、第1号法定受託事務（本来は国が果たすべき事務のうち、その適正な処理を特に確保するため、都道府県・市町村に処理を委任する事務）として、地方自治法及び地方自治法施行令に定められています。

本市では、これら法令の規定に基づき、自衛官や自衛官候補生の募集時期にあわせ、募集種目や概要を広報紙へ掲載するなどの事務を行なっております。これらの情報発信については、市が募集内容を周知するうえで一般的かつ有効な方法であると考えております。

また、堺まつりでは、多くの市民に参加していただくとともに、堺の魅力を全国に発信することで集客促進に努めています。

なお、堺まつり大パレードでは自衛隊音楽隊だけでなく本市消防音楽隊も出演しており、これらの演奏は、まちの賑わい創出や魅力向上につながるものと考えております。

番 号	陳情第24号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）						
<p>区民評議会における議論の状況などについて、広く市民の皆様にご理解をいただくとともに、傍聴者に対するアンケート等を通じて得られる皆様のご意見を議論に反映するため、これまで可能な限り、傍聴にお越しいただきやすい時間帯での開催に努めてまいりました。</p> <p>また、区役所での開催のみならず、市内の大学施設や堺伝統産業会館で開催するなど、より幅広い世代の方々に傍聴へお越しいただけるよう努めているところです。</p> <p>さらに、ホームページ上における議事録などの公開方法を工夫するなど、区民評議会での議論をよりわかりやすくお伝えするための取組も進めております。</p> <p>今後も引き続き、市民の声が区政に反映できるよう、区民評議会のより効果的な運営を進めてまいります。</p>						
第10項（男女共同参画推進部生涯学習課・市民生活部市民協働課）（建築都市局住宅部住宅管理課・住宅改良課）						
<p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし設置されております。本市では、現在のところ公民館各室利用料金については無料となっておりますので、お気軽にご利用ください。なお、公民館増設の予定はございませんが、本市内には他にもさまざまな生涯学習関連施設が設置されておりますので、併せてご利用ください。</p> <p>本市におきましては、地域住民及び地域住民組織の自主的な活動が活発に展開されるよう、「堺市地域会館整備費補助金制度」を設け、その活動拠点となる地域会館の整備に対して支援を行っているところです。また、地域会館の維持につきましても、「堺市地域会館大規模改修補助金制度」を設け、大規模な改修を行う際の支援を実施しております。なお、日頃の地域会館の管理運営につきましては、所有者である地元の校区自治連合会により自主的に行われております。</p> <p>市営住宅の集会所につきましては、公営住宅法第2条に定める入居者の共同の福祉のために必要な共同施設として整備されたものです。</p> <p>ご理解いただきますようお願いいたします。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</b>						
<p>本市では、平成14年制定の「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」第8条第2項で、「何人も、地域、職場、学校その他あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。」と規定しています。</p> <p>この条例の理念に基づき、「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」において、市内事業者・労働者等へのリーフレット・チラシ等を活用したハラスメント防止の啓発や市職員・教職員への研修の実施など、あらゆるハラスメントの防止対策を推進しています。</p> <p>今後も引き続き、事業者・労働者をはじめ広く市民への啓発を行い、重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの根絶に向けた取組を進めてまいります。</p>						
<b>第12項（人権部人権推進課）</b>						
<p>本市においては、昭和58年に非核平和都市宣言を決議するとともに、国内外の都市が連帯して国際社会に核兵器廃絶を訴える活動を行う平和首長会議や日本非核宣言自治体協議会に加盟し、広範な都市連携のもと、さまざまな機会を通じて核兵器のない世界の実現を訴えているところです。</p> <p>今後も非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、さまざまな機会を通じて市民の皆様に核兵器の脅威を伝え続けるとともに、平和首長会議及び日本非核宣言自治体協議会を通じ、核兵器廃絶を国際社会に求めてまいります。</p>						
<b>第13項（人権部人権推進課）</b>						
<p>日本国憲法、中でも第9条については、さまざまな議論がなされていることは承知しておりますが、憲法改正につきましては、国権の最高機関であります国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えております。</p> <p>本市としましては、今後とも「平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p>						
<p>本市は、昨年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p>						
<p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申において「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されており、この趣旨を踏まえ、引き続き、大阪府に対し意見を申し述べるとともに、加えて、新制度における運用状況等を検証のうえ、必要に応じて大阪府に提案を行うなど、国民健康保険の持続可能な制度運用に向けて取り組んでまいります。</p>						
<p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から最大6年間は、必要に応じ、激変緩和措置を行うことが認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。</p>						
第15項（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、医療保険制度としての持続可能性、住民の税負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p>						
<p>なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられたことや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから、保険料基準額を79,480円（月額6,623円）に増額改定するとともに、これまで以上に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、政令市では最も多い16段階としました。</p> <p>また、低所得で生活に困窮されている方もおられますので、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。これにつきましては、収入要件を1人世帯では120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けております。その自己負担上限額については、市民税の非課税世帯などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、特に生計の維持が困難な低所得者に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、低所得者の方において居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、低所得者の負担軽減を図っています。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項、第18項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課）（教育委員会事務局学校管理部教育環境整備推進室）						
<p>平成29年4月、公立保育所は幼保連携型認定こども園に移行しましたが、引き続き、従来から培ってきた子ども一人ひとりを大切にした教育・保育内容を継承し、子どもたちの健やかな成長を支えていくことができるよう、より良い環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>このような中、公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、今後も市民ニーズの質の維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。民営化後の認定こども園では、老朽化した建物の改築のほか、一時預かり事業の実施など様々なサービスが提供されることになります。</p> <p>また、本市独自の運営補助金では、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育支援者、研修に参加する際の代替職員の配置ができる補助項目を設定しております。</p> <p>さらに、国の公定価格において、処遇改善等加算として、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算があるほか、技能・経験を積んだ職員に対して月額5千円から月額4万円の追加的な加算もあり、本市も応分の負担をし、保育士の処遇改善に努めているところです。</p> <p>保育人材の確保については、保育士等就職支援コーディネート事業をはじめ、就職準備金の貸付や保育士宿舎借り上げ支援事業などを実施しており、保育士の就業継続及び離職防止を図り、引き続き、保育士が働きやすい環境への整備に努めます。</p> <p>なお、市立幼稚園については、すべての幼児を対象とした幼児教育施策を推進しながら地域の子育てニーズ等も勘案し、再編に取り組んでおります。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（産業振興局商工労働部雇用推進課）						
ひとり親家庭の貧困、特に母子家庭の貧困は喫緊の課題であることから、児童扶養手当の支給などの経済的支援や、資格取得講座の開催などの就労支援を行っています。						
<p>特に、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、より良い条件の就職や転職、正規雇用への可能性を広げていくために、ハローワークと連携し、就労を希望する方へのニーズに応じた就労支援を行っています。平成29年度においては、85人の利用者のうち、58人が就業に結びついています。また、就労後の状況を維持するために、きめ細やかなアフターケアにも積極的に取り組んでおり、今後もひとり親家庭支援策の充実・強化を図ってまいります。</p>						
<p>また、「公益財団法人 堺市就労支援協会」通称「ジョブシップさかい」においては、ひとり親家庭の母親など、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対し、就労相談や職業能力開発講座による資格取得等の支援を行っており、平成29年度は44名の女性の方々を就職に結びつけました。さらに、「さかいJOBステーション」の「女性しごとプラザ」において、女性の就職支援拠点として、就職に関するカウンセリングや就職に役立つセミナー、企業とのマッチングイベントの開催等の支援を行い、平成29年度は246名の方々を就職に結びつけたところです。なお、「ジョブシップさかい」、「さかいJOBステーション」では就職後も定着の支援に取り組んでいるところです。</p>						
<p>今後も、ひとり親家庭の母親をはじめとする、様々な立場にいる就労意欲のある求職者への支援と、働きやすい職場環境の整備促進に取り組んでまいります。</p>						

番 号	陳情第24号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第20項（商工労働部産業政策課）

本市では、基幹産業である製造業の持続的発展を図るため、臨海部や内陸部の工業適地において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。

同条例の認定を受けている堺ディスプレイプロダクト株式会社は、シャープ株式会社と鴻海精密工業との業務提携とあわせて、凸版印刷株式会社や大日本印刷株式会社とも事業統合した堺市に本社を置く企業であり、今後も継続的に雇用や税収の面で本市に貢献するとともに、地域経済への波及効果も期待できる企業であると考えています。

平成29年1月には、シャープ株式会社と堺ディスプレイプロダクト株式会社との共同事業による有機ELディスプレイ生産のための設備投資をはじめ、計5社に対し同条例の認定を行い、認定投資見込額の総額は約476億円、雇用見込者数は5年間で約430名の計画となっています。

同条例の施行後、新たな企業投資の促進を図った結果、企業の投資が促進され、平成30年4月末で105件（うち56件が中小企業）を認定し、約1兆500億円の投資と約6,940人の雇用見込（累計）の誘引を行っており、そのうちグリーンフロント堺関連だけで、延べ15件約7,400億円の投資と約3,100人の雇用が発生しています。

今後も引き続き、これまでの同条例の成果を踏まえ、本市の基幹産業であるものづくり産業の持続的な発展等に寄与することを目的とし、市外企業の新規立地及び市内企業の再投資を促進し、税源涵養と雇用確保につながる地域産業のさらなる活性化に努めてまいります。

番 号	陳情第24号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第21項（交通部公共交通課）

本市は、事業者と協力して、市民が移動しやすい環境の構築に努めています。

一方、少子化に伴う通勤通学利用の減少など、路線バスに係る経営環境が厳しくなっている中で、現状の路線を維持していくことが大変重要となっています。

- こうした中、本市は、おでかけ応援バスの充実や、ノンステップバスやバスロケーションシステム等の導入支援など、バスの利用促進や利便性向上に取り組んでいるところです。
- また、鉄道駅やバス停から遠く、既存の公共交通を利用しにくい地域においては、乗合タクシーの運行により、こうした地域における日常の移動手段を確保しています。
- 今後も、公共交通の維持確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

番 号	陳情第24号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第22項（1）（総務部学務課・学校管理部保健給食課）</b>						
<p>本市の中学校では、家庭弁当・学校給食双方の利点を生かすため、選択制での学校給食を実施しております。実施にあたっては、これまでの小学校給食と同様に、何よりも安全・安心な学校給食を提供することを第一に、衛生管理及び安全管理に努めております。</p> <p>中学校給食費への就学援助の適用につきましては、引き続き、課題の一つであると認識しています。</p>						
<b>第22項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p> <p>今後も、放課後児童対策事業における施設及び設備の整備並びに運営に係る予算の確保に努めてまいります。</p> <p>配慮を要する児童の受け入れにつきましては、個々の児童の状況を把握し、適切に対応しております。</p>						
<b>第22項（3）（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>チャレンジテストについては、公立高等学校入試における評定の公平性を確保する必要があるため、大阪府統一のルールで実施されており、本市も参加しております。</p> <p>また、本市では、各教科におけるチャレンジテストの結果の分析、検証等を基に、授業改善等に向けた学力向上の取組みを実施しております。</p>						
<b>第22項（4）（教職員人事部教職員人事課・学校教育部学校指導課）</b>						
<p>本市では、平成29年度からの権限移譲に伴い、小学校3年生から6年生までの38人を超える学年に対して教員の加配措置を行い、学校が児童の状況に応じて少人数学級か習熟度別指導かを選択できる「堺方式少人数教育」を実施しております。</p> <p>本市といたしましては、「堺方式少人数教育」の効果検証を行うとともに、学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望してまいります。</p> <p>また、より効果的な加配定数の活用等に取り組んでまいります。</p>						



番 号	陳情第25号	所管局	子ども青少年局			
件 名	子どもの権利について					
第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>本市では、離婚が子どもに与える影響や子どもの不安感などを親が理解することで、適切に対応できるように、養育費と面会交流についての講演会や離婚が子どもに与える影響等を学ぶ講座を開催します。また、今年度は母子家庭等就業・自立センターにおいて、離婚に関する子の親権、面会交流、養育費等についての弁護士相談を、年48回から60回に増やして実施します。今後も親の離婚が子どもの権利侵害とならないよう、国の動向を注視しながら取り組んでまいります。</p>						



番 号	陳情第26号	所管局	健康福祉局			
件 名	受動喫煙防止条例の制定について					
第2項、第3項、第4項、第5項（1）（2）（健康部健康医療推進課）						
<p>堺市においても、受動喫煙防止対策の推進は、市民の健康寿命の延伸につながっていく非常に重要な施策であると考えております。現在、国においては、健康増進法の改正案が閣議決定され、その後、受動喫煙防止対策を強化する方向で審議されているところであります。国の動きを注視していく必要があると考えております。</p> <p>また、大阪府においては、受動喫煙防止対策の強化に向け、国会に提出された健康増進法改正案より厳しい内容の条例制定について検討すると伺っております。</p> <p>堺市においても、大阪府とともに協議し、受動喫煙防止対策の強化について検討してまいりたいと考えております。</p>						



番 号	陳情第27号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	6月22日

(審査結果)

第1項

議会報告会は、平成24年度を初めに、堺市議会基本条例第22条の規定に基づき、以降毎年度開催しております。

昨年度は平成30年2月12日（月・祝）に開催し、初めての試みとして、市政や地域の実情に精通されている堺市自治連合協議会の皆様にご出席いただき、各常任委員会単位、全12のテーブルで議員と直接意見交換を行う方式により実施したところです。

一昨年度までの議会報告会（第1回～第6回）は、参加を希望される方を募集し、行ってまいりましたが、議会力向上会議において、参加者の減少、固定化等の諸課題への対応を協議し、前回は前述の方法で実施いたしました。

本市議会の議会報告会の運営方法等については、毎年度、議会力向上会議において、過去の実績と課題を抽出し、改善方法等を協議・検討しております。これにより、昨年度は上記の方針により、開催しております。

今年度実施予定の議会報告会の運営方法等についても、同様に、過去の議会報告会の検証等を行ったうえで決定する予定ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

第2項

堺市議会基本条例では、議会は市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民参加の促進について定め、また、市民に開かれた議会を実現するため、積極的な広報に努めることを定めています。

これらを推進するため、議会力向上会議において協議を重ね、議会報告会や本会議・委員会のインターネット中継等、市民参加の促進に資する議会改革を実施しているところでありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、議会力向上会議の記録及び資料は、過去のもの全てを堺市議会ホームページよりご覧になれますので、ご参照ください。

(URL) <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/kaiigi/kojyo.html>

番 号	陳情第27号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（企画部）						
<p>堺市は、平成18年4月に政令指定都市に移行し、広域自治体との役割分担を明確にしながら、住民に身近な分野の権限・財源の移譲を推進し、市民サービスの向上に努めてまいりました。</p> <p>今後も、政令指定都市として、基礎自治体で最大の権限と財源を活かし、子育て・福祉・教育・まちづくりなど、地域の実情や住民ニーズに応じた、高度できめ細かな行政サービスの充実に取組んでまいります。</p>						
第4項（ニュータウン地域再生室）						
<p>近畿大学医学部等の開設に関する説明会につきましては、地元自治会や地域住民の方々からの開催要望を踏まえ、昨年7月以降、「泉ヶ丘駅前地域のまちづくり」、「健康長寿のまちづくり」、「公園及び周辺再整備案」、「近畿大学医学部等の施設配置案」などのご説明を行ってまいりました。</p> <p>今後の説明会の開催につきましては、三原台府営団地を含めた全体説明会の開催も検討してまいります。</p>						
第5項（ニュータウン地域再生室）						
<p>泉ヶ丘駅前地域への近畿大学医学部等の開設に伴い、交通渋滞が懸念される三原台1丁交差点の車両交通対策につきましては、今年度中に設計を行い、交通管理者をはじめとする関係者と協議してまいります。今後、安全・安心の観点も踏まえ、交通渋滞の緩和に向けた取組を行ってまいります。</p> <p>また、同駅前地域におきましては、「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」に基づき、駅前再編について土地所有者等と協議を進めているところです。今後、地域ブランドの向上、来街者の増加等を目指し、地域における良好な環境や地域の価値を向上させるエリアマネジメントなどの手法導入についても協議してまいります。</p> <p>近隣センターの再生につきましては、平成27年8月に策定した「泉北ニュータウン近隣センター再生プラン」に基づき、住区の特性に応じた賑わいづくりと一体となった地域コミュニティの核として、地域にお住いの皆さまの日常生活を支える機能の維持・向上を図るとともに、住民相互の交流を促進する居場所や地域ニーズに柔軟に対応する仕組みを備えた生活拠点となるよう、土地建物所有者をはじめとした関係者と協働の仕組みづくりを進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	総務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第6項（人事部人事課）</b>						
<p>全体の奉仕者である地方公務員には、政治的中立性が求められており、地方公務員法第36条の規定により、政治的団体の結成への関与や公の選挙、投票における勧誘運動などの政治的行為について制限が課せられており、さらに、公職選挙法の規定により、公務員としての地位を利用した選挙運動などの政治的行為についても制限が課せられています。</p> <p>これを受け、本市では、職員の心構えや服務規律、綱紀保持の基本方策を定めた「綱紀保持の基本指針」と市職員として守るべき事項等を定めた「職員の心構え」を策定し、職員に周知徹底するとともに、服務に関する研修の実施や服務規律の確保に関する文書通知などを通じて服務規律の確保に取り組んでいます。</p> <p>特に選挙の際には、具体的な事例を挙げ、地方公務員に課せられる政治的行為の制限等について文書通知を行うなど、周知徹底しているところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会を捉えて職員への周知徹底を図り、服務規律の確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、職員の政治的行為を制限する条例の制定については、本市職員には地方公務員として地方公務員法や公職選挙法により政治的行為の制限が課せられており、かつ、本市では当該法令に違反し懲戒処分を行った事例が存在せず、現行の法規制に加えてさらに条例により職員の政治的行為を規制すべき事実が発生する蓋然性が低い状況にあることから、条例を制定するに足る立法事実が存在せず、その必要性は乏しいと考えています。</p>						
<b>第7項（人事部人事課）</b>						
<p>不祥事の発生防止策としましては、府内ホームページに綱紀保持の基本方針、職員の心構えを常時掲載し、職員への周知徹底を図るとともに、毎年2回、全職員に対して服務規律の確保の通知を行い、職員の綱紀保持の徹底に取り組むとともに、職員による非違行為があった場合には、厳正に対処しているところです。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会をとらえて職員への周知徹底を図り、職員の適正な服務規律の確保に取り組んでまいります。</p>						
<b>第8項（人事部労務課）</b>						
<p>地方公務員の給与の根本基準については、地方公務員法第24条第2項において、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」と規定されております。これを具体化するものとして、人事委員会が、毎年、給与水準等について官民比較を行い、任命権者に対して勧告することとされており、本市としても、当該勧告を踏まえ適正な給与水準の維持に取組んでいるところです。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（税務部市税事務所納税課・税務部税制課）（美原区役所保険年金課）						
本市では、市税を納期限までに納めていただいている市民の皆様に不公平が生じないよう、滞納に対しては厳正に対処しています。						
市税においては、納期限までに納付がない場合は、法律で定められた「督促状」を送付するとともに、早期に納付案内や催告書を送付するなどして、できるだけ早く税金を納めていただくよう働きかけています。						
それでもなお納付されない場合には、大切な市税を確保するため、また、納期限までに納めていただいた方との公平を保つために、財産（不動産、動産、給料、預貯金など）を差押えます。						
差押えのあとも特別な理由もなく滞納が続く場合は、差押えた財産の取立てや公売などの滞納処分を行い、滞納された市税へ充当するなど、市税の徴収を強化しています。						
ご指摘の住民訴訟につきましては、平成27年12月22日付けの最高裁上告不受理決定により、国民健康保険料の滞納債権の管理に関し、一部過失があったとされた平成26年3月13日付けの大蔵高裁の判決内容が確定し、新聞報道等がなされたところです。						
本市としましては、判決内容を真摯に受け止め、滞納債権の適正な管理について、職員の研修の充実等を図り、再発防止に努めるとともに、滞納処分をはじめとする徴収事務の強化に取り組んでいます。						

番 号	陳情第27号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（危機管理室防災課）						
<p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生した際に、被害をできるだけ少なくするために、市民一人ひとりが自ら災害に備える「自助」と隣近所や地域の皆さんでお互いに助け合う「共助」、ライフライン及び橋りょうなどの公共施設の耐震化、津波避難計画に基づく住民の避難体制の確保、津波避難ビルの指定や津波避難訓練の支援などの「公助」の適切な役割分担と連携が重要となります。</p> <p>危機管理体制の構築に関しては、高齢者、障害者等の要配慮者や女性、子どもをはじめ、災害時における市民の皆さまの暮らしの確かな安全・安心を確保するため、本市では「公助」の取組を着実に進めるとともに、市民の皆さまの「自助」「共助」の理解や取組を推進してまいります。</p> <p>また、電気、ガス、燃料などのエネルギー供給事業所が集積している、堺・泉北臨海地区における耐震及び津波対策としては、大阪府石油コンビナート等防災計画により、タンクの耐震化や管理油高を見直すなど、津波によりタンクが流されないようにする対策などが実施されています。あわせて、防災計画の進行管理として、地区内の事業所の協力のもと、進捗状況を把握し、防災・減災対策の取り組みを進めています。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第11項（人権部人権企画調整課）</b>						
<p>本市は、あらゆる人が尊重される平和と人権のまちをめざし、平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、平成27年に策定した「堺市人権施策推進計画」に基づき、市政全般を人権尊重の視点を持って推進しております。</p> <p>今後も、すべての市民が暮らしやすい社会の実現に向けて施策を進めてまいります。</p>						
<b>第12項（市民生活部消費生活センター・市民協働課）</b>						
<p>全国的に被害が問題となっております特殊詐欺につきましては、堺市におきましても、多くの被害が報告されており、その対策は、安全安心なまちづくりに取り組む本市にとって、喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>そのため、平成29年1月、市内5警察署と特殊詐欺被害防止対策に関する協定を締結し、警察署と連携のうえ、市民の皆様に対して電話をかけて、特殊詐欺の現状を説明するとともに被害にあわないための防止方法について、注意喚起を行っております。</p> <p>また、各区の区民まつり会場での注意喚起や、ショッピングモールなどの大型商業施設で行う啓発事業においても、被害の未然防止に向けた情報提供を積極的に行っております。</p> <p>あわせて、「堺市生涯学習まちづくり出前講座」に特殊詐欺被害防止に特化したメニューを新設し、特殊詐欺に関する各種情報提供も行っております。</p> <p>今後も広報さかいやホームページでの情報提供など様々な機会をとらえまして、被害防止に努めてまいります。</p>						
<b>第13項（市民生活部市民人権総務課）（各区役所企画総務課）</b>						
<p>各区の区民評議会では、区域内において公益的な活動に従事している区民に参画いただきほか、区域在住・在勤・在学者を対象とする委員の公募や、傍聴者に対するアンケートを実施するなど、区域の課題解決や特色に応じたまちづくりに向け、区民の皆様に参画いただきながら議論を進めております。</p> <p>また、区民評議会委員自らがフィールドワークを実施するほか、地域代表者との定例的な会合など、区役所が様々な機会を通じ、日常的に把握している区民の声を委員に提供することで、より区民の声を反映した取組となるよう努めております。</p> <p>さらに、今年度は、区民評議会の議論がより一層区民の声や地域の実情を反映したものとなるよう、区民評議会と区役所が協議し、実施する調査や意見交換会などへの支援を行う経費を措置したところです。</p> <p>今後も引き続き、区民評議会での調査審議等に、広く区民の声が十分に反映されるよう、より効果的な運営を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	市民人権局
件、名	行政にかかる諸問題について		

**第14項（人権部人権企画調整課）**

本市では平成19年に「平和と人権を尊重するまちづくり条例」を施行し、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って実施しているところです。

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が制定されたことを受け、その趣旨をふまえ、より一層、誠実に施策を推進することにより、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。

**第15項（人権部人権企画調整課）**

本市では平成14年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、男性、女性のみならず、いわゆる性的少数者の人権についても配慮されるべきことを基本理念として規定しております。さらには平成19年に「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」を制定し、あらゆる施策を平和と人権を尊重する視点を持って推進しているところです。

具体的な取組としましては、市民の皆様にLGBTなどの性的少数者の方々に対する理解を深めていただけよう、講演会やパネル展などの啓発事業を実施するほか、相談窓口担当の市職員への研修も実施しております。

今後も性別等にとらわれず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

番 号	陳情第27号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第16項 (障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>今般の事故をふまえ、本市では現在、再発防止を進めるため、集団指導や説明会等において事業者に対し、安全体制の確保について注意喚起を行うとともに、平成30年2月には、本事業登録事業所等に対し、救急対応講習を実施しました。また、日中一時支援事業の要綱の見直しについて検討を行っているところです。</p> <p>なお、今般の事故発生における消費者庁への通知につきましては、議会での指摘後、直ちに行なったところです。今後、万一重大事故が発生した際は、速やかに消費者庁に通知を行ってまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		

#### 第18項（世界文化遺産推進室・観光部観光企画課）

堺市では、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議」（以下「推進本部会議」）を設置し、2019年の「百舌鳥・古市古墳群」の世界文化遺産登録に向けた取り組みを進めています。

世界文化遺産の目的や意義、その価値などについては、推進本部会議のホームページをはじめ、本市のホームページや広報さかいなど、様々な媒体を通じて百舌鳥・古市古墳群に関する情報発信を行っています。

また、「百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録を応援する堺市民の会」など民間とも連携し、イベントや地域行事等でのパネル展示やパンフレット配布を通じた機運醸成にも取り組んでいっているところです。

引き続き、登録に向けて積極的な情報発信や、更なる機運醸成に努めてまいります。

堺観光コンベンション協会では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向け、堺市博物館においてVR（バーチャルリアリティー）技術を用いた映像により、上空から見た百舌鳥古墳群の全景や築造当時の古墳・その内部の様子を体感できるツアーを開催しています。

また、国内外からの来訪者に満足して頂く為、本格的な茶室でのお点前体験、和菓子づくりや包丁づくりといった、堺ならではの伝統産業や文化に触れることができる体験型ツアーも実施しています。

インバウンド誘客事業として、泉州地域の13市町や大阪観光局、関西府県市と連携のうえ、海外での現地プロモーションや、メディア・有名ブロガーを招聘し、SNSなど様々な媒体で堺の魅力を各国へ発信してもらうファムトリップを実施しています。

番 号	陳情第27号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第19項（商工労働部産業政策課）						
<p>平成30年4月に改定した「堺市産業振興アクションプラン」においては、これまでの取組状況や社会経済情勢を踏まえ、今後3年間を見据えた「さかい産業未来戦略」と「重点施策」を策定しています。</p> <p>その中で、特に重要な戦略として「あらゆる人材の活躍と雇用の確保」を位置づけ、多様な人材の活躍支援や中小企業の人材確保支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、市内中小・小規模企業の経営基盤の強化についても、戦略として設定し、企業ニーズに応じた経営課題の解決や生産性の向上、優れた技術や事業の承継など、成長ステージに応じたきめ細かな支援を通じて、地域経済や雇用を支える中小・小規模企業の経営基盤の強化を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第20項 (開発調整部建築安全課)</b>						
本市主催の研修会や、大阪府内建築行政連絡協議会による説明会、巡回パネル展示、また窓口でのチラシ配布等により建設リサイクル法の周知・啓発を行っております。						
今後も引き続き、周知・啓発に努めてまいります。						
<b>第21項 (交通部公共交通課)</b>						
白タクライドシェアについては、道路運送法に違反することから、現在、近畿運輸局と大阪府警察が連携して取り締まりや利用者に対する啓発等の対策に取り組んでいいるとお聞きしています。						
本市としましては、所管官庁である近畿運輸局と情報を共有してまいりたいと考えています。						

番 号	陳情第27号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第22項（交通部公共交通課）						
(堺東駅のホームについて)						
<p>堺東駅のホームの状況について南海電鉄に確認したところ、「ホームの階段付近ではホームが狭くなっている個所がありますが、朝夕のラッシュ時には係員を配置し、安全確認を行っております。また、車掌もモニターを確認して扉の開閉を行うなど利用者への安全対策を行っております。最近は歩きスマホによる事故も問題となっていることから、スポット放送や啓発ポスターを掲出し、注意喚起もおこなっております。」とのことでした。</p>						
<p>本市としましては、引き続き、南海電鉄に対し、堺東駅ホームの安全対策に取り組んでいただくよう求めてまいります。</p>						
(無人駅について)						
<p>南海高野線の浅香山駅、百舌鳥八幡駅、萩原天神駅及び南海本線の湊駅が無人駅となっており、本市はこれまで南海電鉄に対し駅員の再配置を申し入れてきましたが、同社は経営改善の一環であるとして、実現には至っていない状況です。</p>						
<p>すべての利用者が安全に安心して鉄道を利用できるよう、引き続き、無人駅の解消について働きかけてまいります。</p>						
(地下連絡通路について)						
<p>南海電鉄中百舌鳥駅から地下鉄御堂筋線なかもず駅に至る地下連絡通路については、大阪メトロ（旧「大阪市交通局」）が管理されおり、当該通路における誘導について同社に確認したところ、「当該駅の地下通路部において、エレベーターや視覚障害者誘導用ブロックの設置をはじめ、スロープ部の2段手すり及び滑り止めタイルの設置、また、ご利用人数の多い8号出口のエスカレーターと改札までの間につきましては、地下鉄側と南海電鉄側の各々からの動線の交錯について分離を促すために床面表示や一部固定柵を設置しております」との回答がありました。</p>						
<p>本市としましては、引き続き、当該通路において安全な誘導が図られるよう、大阪メトロに働きかけてまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第23項（公園緑地部公園緑地整備課）（文化観光局スポーツ部スポーツ施設課）</b>						
原山公園への来場を促す取組については、PFI事業者からの提案により、原山公園の活性化、梅・美木多の駅周辺の活性化に寄与する取り組みを進めてまいります。						
具体的には、屋外プールでは、幼児用プール、流水プールはもとより、100メートルを超える2系統のスライダープールを設置するなど魅力的な屋外プールを整備してまいります。						
屋内施設のフィットネスジムや室内プールについては、多くの世代の方々が健康づくりに取り組めるプログラムを実施してまいります。						
原山公園の維持管理・運営費用については、設計から整備、維持管理・運営までを一括で約47億1千万円の事業契約を締結しております。						
市民へのお知らせについては、駐車場の台数には限りがあるので、公共交通機関での来園を呼びかけてまいります。						
また、原池公園については、野球場と公園の整備を進めております。						
野球場については、収容人数5,000人、両翼100m・センター122m、ナイター照明等を兼ね備えた本市初の本格的な野球場を整備してまいります。						
公園については、約10haの造成工事のほか、ウォーキング・ジョギングコースの整備や健康遊具・複合遊具の配置、防災トイレや駐車場、広場を整備してまいります。						
野球場の来場者については、多くの観客が訪れる夏の高校野球の地方大会や都市対抗野球の予選、プロ野球のファーム戦などの開催を予定しており、年間約8万人の来場者数を見込んでおります。						
<b>第24項（公園緑地部公園監理課）</b>						
並松公園につきましては、土壤汚染に関する一連の工事が平成29年11月13日に完了し安全が確保され、11月14日から利用を再開しています。						
利用が再開した日から現在まで、健康被害の報告も無く、また、復旧した公園につきましてもこれまで通り定期的に職員によるパトロールを行っており安全に利用されています。						

番 号	陳情第27号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第25項（経営企画室）						
<p>上下水道局では、お客さまからのお問い合わせ等に迅速に対応するため、電話による受付を総合コールセンターに一元化するなどの取組を行ってまいりました。</p> <p>さらに、平成29年度に、通報や問い合わせなどの「お客さまの声」を、より迅速に局内で共有し、タイムリーに対応する仕組みを具現化するため、「“声”が伝わるプロジェクトチーム」を立ち上げ、検討を重ねた結果、新たな仕組みを構築いたしました。この新たな仕組みは、受付から共有、整理までを一元管理する様式を策定し、情報の流れを整理したことで、危機事象発生時に限らず、平常時から活用することとしております。平成30年度からはこの新たな仕組みに基づき、お問い合わせ等に迅速に対応しています。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第26項（学校教育部生徒指導課）</b>						
<p>体罰については、全教職員の人権尊重に関する認識及び体罰否定の指導観を高めるため、改めて充実した校内研修を実施するよう学校に指導するとともに、全教職員対象の研修を開催するなど、今後とも体罰の根絶に向け取り組んでまいります。</p>						
<b>第27項（学校教育部）</b>						
<p>子どもの安全を最優先に考えた危機管理体制の構築に向け、各学校園における危機管理体制の再チェックや危機管理意識の向上に努めてまいります。</p>						
<b>第28項（学校教育部生徒指導課・学校指導課）</b>						
<p>少年非行の問題に対し、今後とも、行政はもとより、学校、家庭や地域、関係機関等が連携し、非行防止への意識を高めるとともに、社会総がかりで青少年を見守り、安全で安心して生活できる社会づくりを推進してまいります。</p>						
<p>今後も引き続き、文部科学省が示す学習指導要領の趣旨を十分踏まえるとともに、本市児童生徒の実態に応じた教育の充実に努めてまいります。</p>						
<b>第29項（学校教育部生徒指導課）</b>						
<p>不登校につきましては、各学校において「どの子にも起こりうるものである。」という視点で、児童生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さないよう日常の観察や支援を行うとともに、教育相談体制の充実に取り組んでおります。また、家庭訪問や定期的な連絡により、家庭での児童生徒の状況把握に努め、児童生徒への状況に応じた学習支援や面談、保護者との懇談等、継続的な関わりを大切にした取組を行っております。さらに学校では、不登校の未然防止を図るため、教員の指導力向上に努め、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりや、互いを認め合い、支え合う集団づくりを通して、自尊感情の高揚及び規範意識の育成に取り組んでおります。</p>						
<p>なお、教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、指導主事や警察・校長OBの危機管理アドバイザーの学校への派遣などの支援のほか、必要に応じて関係機関と連携するなど、暴力行為や不登校の減少に向けた取組を展開しております。</p>						
<p>今後も、全ての児童生徒が安全で安心して学べる学校づくりを推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第27号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第30項（教職員人事部教職員人事課）</b>						
<p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（義務標準法）は、児童生徒数に応じた学級編制を行った上で、この学級数等の学校規模を基にして、教育委員会が教職員の定数を定めるよう規定するとともに、学級編制及び教職員定数の標準を規定しております。</p> <p>本市におきましても、義務教育学校の教職員の定数は、この法律に基づいて決定しております。</p>						
<b>第31項（学校管理部教育環境整備推進室）</b>						
<p>子ども・子育て支援新制度をふまえ、すべての幼児を対象とした幼児教育施策を推進しながら、地域の子育てニーズ等も勘案し、市立幼稚園の再編に取り組んでおります。また、近年の保育ニーズの高まりなど、教育・保育施策を取り巻く状況の変化に対応するため、既存ストックの有効活用の観点も含め、こども園として転換するなど、中長期的な方針を早期に検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項 (契約部契約課) (上下水道局総務部経理課)</b>						
<p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件において、規模や難易度等によつては、現状、建設工事に係る有資格者名簿のほか、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定しています。</p> <p>このように、建設業許可を有していない事業者は、建設業許可を要しない物品調達、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿に登録していただくことにより、小規模な修繕、改修等の契約が可能となるため、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、建設業の地産地消という目的を充足することができるものと考えます。</p> <p>今後も、引き続きよりよい制度の運用に努めています。</p>						
<b>第2項 (契約部契約課・調達課) (上下水道局総務部経理課)</b>						
<p>工事等の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、分離分割発注を推進するとともに、市内業者への優先発注を実施しています。</p> <p>予定価格250万円超の工事の発注においては、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>また、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>さらに、元請業者から市内業者への下請と資材発注を促進するため、総合評価落札方式の評価項目として「市内下請の活用」及び「資材の市内調達」の状況に応じた加点を行うなどにより、市内中小企業の保護・育成に努めているところです。</p> <p>物品調達及び業務委託の発注に当たっては、市内経済の活性化及び市内業者の育成を図る観点から、競争性の確保を前提として地域要件を市内の事業者に限定するほか、地元零細事業者が受注しやすいよう必要に応じて案件を分割するなど、市内業者に考慮した発注を行っています。また、所管課で購入できる少額の物品については、市内業者に優先して発注するよう指導しております。</p>						
<b>第3項 (税務部市税事務所市民税課)</b>						
<p>「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)の規定を受けて、地方税法及び地方税法施行規則において市民税・府民税の申告書の様式が定められており、申告者や扶養親族の「個人番号欄」には、マイナンバーを記載することとなっておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第4項（税務部税制課）</b>						
<p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（市民生活部戸籍住民課）						
<p>本人または同一世帯に属する方からの住民票の写しについては、基本の項目である、住所氏名、生年月日、性別等に加えて、申請者の希望に応じて、本籍と筆頭者氏名の記載の有無、世帯主氏名とその続柄の記載の有無、マイナンバーの記載の有無を操作のたびごとに、選択することができるようになっています。また、有無を選択する画面の初期値はそれぞれ「無」となっていますので、自動的にマイナンバーが住民票の写しに表示されることはありません。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（1）（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国保制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、改正国保法に基づく「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p>						
<p>本市は、昨年11月、大阪府国民健康保険運営方針策定に際しての大坂府からの意見聴取に対して、国による更なる公費投入の拡大と大阪府による被保険者の急激な負担増加の抑制策や特段の財政支援措置等を求めるとともに、それら措置が講じられない場合は、統一保険料の導入の延期も含めて然るべき判断を求める趣旨の意見を提出しました。</p>						
<p>さらに、本年1月の堺市国民健康保険運営協議会の答申において「大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること」との意見が付されており、この趣旨を踏まえ、引き続き、大阪府に対し意見を申し述べるとともに、加えて、新制度における運用状況等を検証のうえ、必要に応じて大阪府に提案を行うなど、国民健康保険の持続可能な制度運用に向けて取り組んでまいります。</p>						
<p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」では、平成30年度から最大6年間は、必要に応じ、激変緩和措置を行うことが認められており、平成30年度の本市保険料率は、独自の激変緩和措置により、平成29年度とほぼ同水準となっています。</p>						
第6項（2）（生活福祉部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険料については、世帯の所得及び人数等に応じて賦課しているところであり、一定額以下の所得の世帯については、保険料の軽減を行っています。さらに、災害・失業等により生活が著しく困難となった世帯に対して減免制度を設け、申請により保険料の減免を行っています。延滞金についても収入、資産などの一定の要件に該当し、納付困難と認められる場合は、申請により減免を行っています。廃業や離職等の場合には、その方の世帯構成や収入状況などを具体的に聽き取ったうえで、適正に減免制度を適用しています。</p>						
<p>なお、保険料及び一部負担金の減免については、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						
<p>これら減免制度については、広報さかい、市ホームページ、国保のしおりに掲載しているほか、保険料納額通知書に同封の「お知らせ」などによって、周知に努めています。</p>						
<p>また、換価の猶予申請書は、申し出があった際にご利用いただけるよう、区役所窓口に備えています。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		

第7項（健康部保健所保健医療課）

石綿（アスベスト）健康被害救済制度については、環境省所管の独立行政法人 環境再生保全機構が、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族で、労災補償等の対象とならない方（石綿取扱事業従業員のご家族や事業所周辺の市民の方など）に対して、救済給付の支給を行うものです。本市におきましては、これまでホームページにて制度の周知を行っておりましたが、これに加え、平成29年度からは「広報さかい」においても記事を掲載し、さらなる制度の周知強化を行っているところです。

今後も市民の皆様方に対しまして、より一層分かりやすい広報に努めて参ります。

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第8項（1）（商工労働部産業政策課・ものづくり支援課）</b>						
<p>市内全事業所のうち約7割を占めている小規模企業は、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>小規模企業を含めた市内中小企業の振興については、「堺市マスタープラン（平成23年3月策定）」に施策を位置づけるとともに、「堺市産業振興アクションプラン（平成30年4月改定）」において「さかい産業未来戦略と重点施策」を策定し、中小・小規模企業の経営基盤の強化やあらゆる人材の活躍と雇用の確保などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>また、中小企業者をはじめとする地域の企業の実態を把握するため、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や、公益財団法人堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換など、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めているところです。</p> <p>今後とも実態調査等で把握したニーズを適切に考慮しながら、中小企業基本法や中小企業憲章などにおける中小企業振興の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続いて、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>						
<b>第8項（2）（商工労働部ものづくり支援課）</b>						
<p>市内全事業所のうち小規模企業は約7割を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>そこで本市では、今年度から小規模企業者向けの保証融資（無担保）の融資限度額を1,000万円から2,000万円に増額、融資期間についても5年から7年に拡充しております。そのほか、中小企業者の設備投資資金に対しての保証融資（無担保）も実施しております。</p> <p>また、積極的な企業訪問により企業間マッチングを支援するなど、きめ細かな支援を講じているところです。さらに、堺商工会議所においても、専門家による指導から金融支援、販路開拓支援まで、身近な支援拠点としての役割を果たされているところです。</p> <p>平成26年6月に公布された「小規模基本法」並びに「小規模支援法」の趣旨を踏まえ、堺商工会議所とも一層の連携を深めつつ、小規模企業の持続的な発展に向けて、円滑かつ着実な事業運営を適切に支援してまいります。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項(1)(商工労働部産業政策課・ものづくり支援課)						
<p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大と後継者育成への支援が重要であり、各産地組合の販路拡大や後継者育成の取組などに対して補助金を交付し、産地組合と連携して振興に努めています。昨年度からは、新たな販路拡大に向けた取組として堺産品の商品改良や首都圏での販路開拓の支援を行っております。また、伝統産業の後継者育成として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対し補助金による支援を行っているほか、今年度は注染職人の育成のための「堺注染職人養成道場」を実施します。</p>						
<p>さらに、周辺住環境との調和、見学者の受け入れのために事業所を整備する費用の補助制度により、操業の安定化にも努めているところです。</p>						
<p>また、市民をはじめとする多くの方々に堺の地場産業・伝統産業に潜む技術と魅力を知っていただくため、卓越した技能を持つ職人を堺市ものづくりマイスターとして認定し、そのマイスターによる学校や地域での実演、体験を交えた講座を実施しております。あわせて、堺伝統産業会館においても、体験・学習・展示コーナーの設置や、ものづくり実演・体験などのイベントを随時実施するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高める取組を行っているところです。</p>						
<p>こうした取組のほか、本市では、地場産業・伝統産業を含めた製造業の持続的発展を図るため、工業専用地域・工業地域・準工業地域において、堺市ものづくり投資促進条例（平成17年4月施行の堺市企業立地促進条例を改正）により税優遇を行い、ものづくり企業などの投資誘導を図っているところです。</p>						
<p>また、中小企業者を対象とし、生産性を高めるための設備を取得するなど一定の要件を満たした場合、新規取得設備の固定資産税を最大3年間ゼロとする生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置について、堺市議会5月定例会で市税条例の改正を提案するなど、当該措置に対して積極的に取組を進めているところです。</p>						
<p>今後とも地場産業・伝統産業の現況と課題を把握しながら、振興施策の強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（2）（商工労働部商業流通課）						
<p>本市では、商店街が地域ニーズを把握し、不足業種等を空き店舗に誘致する新規テナント誘致事業や商店街が空き店舗を借り上げ、地域に必要なコミュニティ施設として利用する商店街空き店舗活用事業を行っております。</p> <p>・商店リニューアルについては、経営改善の観点から、経営相談窓口で対応しているとともに、（公財）堺市産業振興センターと連携し、専門家派遣などを行っております。</p> <p>また、助成制度については、国の中規模持続化補助金の案内を行っております。一部自治体では、商店リニューアル助成制度を創設されていることから、その費用対効果について、地域の特性を踏まえた調査研究が必要であると考えております。</p> <p>今後とも、国や関係機関と連携し、まちの賑わいに資する空き店舗の活用や商店の活性化に努めて参ります。</p>						
第9項（3）（商工労働部産業政策課）						
<p>小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度について、一定の意義はあると考えておりますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しております。</p>						

番 号	陳情第28号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第10項 (総務部学務課) 本市の就学援助申請は、申請内容や添付書類の確認が必要であることから、各区役所並びに市立各小中学校において、その場で受付できる体制を整えております。			



番 号	陳情第29号	所管局	市長公室			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
<b>第1項（ニュータウン地域再生室）（建設局公園緑地部公園監理課）</b>						
<p>平成26年7月に大阪府、近畿大学、堺市の3者により締結した「泉ヶ丘駅前地域における近畿大学医学部等の設置に関する基本協定書」では、事業の目的として泉北ニュータウンの再生と南大阪地域の医療機能向上を掲げるとともに、大学等を設置する予定区域については、府営三原台第1住宅及び田園公園等の一部としており、引き続き3者で協力し、本協定書で位置付けられた目的の実現に向け、取り組んでいるところです。</p> <p>今般の近畿大学医学部等の開設は「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」の「教育・健幸コア」の位置付けに合致し、泉ヶ丘駅前地域の活性化、ならびに泉北ニュータウンの再生に取り組んでいる本市としましても、まちづくりの観点から将来にわたり大きな効果があると考えております。</p> <p>なお、田園公園及び三原公園の面積としては減少しますが、主たる機能であるグラウンド機能、緑地機能、通行機能を確保したうえで、再整備を行い、利便性の向上や憩いの空間の創出など機能向上を図ってまいります。さらに、近畿大学の敷地についても、周囲を囲むことをせず、公園と一体的な緑空間の創出に向け協議・調整を行っており、住民の皆さんに親しんで頂ける緑の空間を確保してまいります。</p>						

番 号	陳情第29号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
<b>第2項（健康部健康医療推進課）</b>						
南河内医療圏の大阪狭山市における医療機能の確保について、大阪府、大阪狭山市、近畿大学が協議を行っていると聞いております。本市としましては、この協議を注視するとともに、丁寧に議論、調整をいただくよう大阪府と近畿大学に対して伝えてまいります。						
<b>第3項（健康部健康医療推進課）（市長公室ニュータウン地域再生室）</b>						
現在開設地から移転することの不可避性については、今後、大阪府と厚生労働省が協議を行い、要件を満たすかどうかの判断を行います。大阪府には、協議の結果を速やかに情報提供するよう伝えてまいります。						
また、近畿大学からは、南河内医療圏内において候補地を探していたが、適当な場所が無かったと聞いております。						
保健医療協議会や大阪府医療審議会などのスケジュールも含め、計画的に事業を推進するために、全体のスケジュールを踏まえたうえで、都市計画変更に向けた手続きを行うこととしております。						

番 号	陳情第30号	所管局	市民人権局			
件 名	平和施策について					
(人権部人権推進課)						
<p>本市では、非核平和都市宣言決議の趣旨を踏まえ、これまでにも平和と人権資料館における被爆の実相を伝える展示などさまざまな機会を通じて、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。</p> <p>今日、市民社会における核兵器廃絶の世論を醸成していこうとする取組は、益々、その重要性を増していることから、本市としましては、今後とも引き続き、非核平和施策の趣旨に沿った取組について、精査のうえ後援や協力をやってまいります。なお、「堺平和のための戦争展」につきましては、今年度後援を行っております。</p> <p>また、「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めているところです。</p>						



番 号	陳情第31号	所管局	危機管理室			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第1項（1）（危機管理室危機管理課）</b>						
<p>本市では、24時間365日、市民の皆様に情報を正しく伝達するため、視覚的なツールとして、おおさか防災情報メール、インターネット、ホームページ、テレビ、災害情報ファックス、ツイッターなどにより、防災情報の発信を行っています。</p> <p>また、その他にも、防災行政無線屋外スピーカーとその放送内容が電話で確認できるテレフォンサービス（0180-99-7333）、ラジオ、広報車など、多用な手段での情報伝達に努めています。</p> <p>障害をお持ちの方には、それぞれの状態に応じて情報入手していただけるよう日頃から備えていただき、迅速かつ的確に避難行動等がとれるよう備えをお願いします。</p> <p>なお、携帯電話やスマートフォンで、おおさか防災情報メールに登録いただくと、国民保護情報、避難勧告等や避難所開設の避難情報、津波、地震、台風、気象特別警報・警報・注意報、竜巻注意情報、土砂災害、水防警報、光化学スモッグ、その他緊急情報など、多くの情報を入手できますので、ぜひ登録をお願いします。</p>						
<p>※ おおさか防災情報メールの登録方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 下記の送信先に空メール（件名、本文に何も書かれていないメール）を送信してください。 送信先アドレス：t ou r o k u @ o s a k a - b o u s a i . n e t</li> <li>② 登録用URLを記載したメールが返信されますので、当該URLへアクセスし、登録作業を行ってください。</li> </ol>						
<b>第1項（2）（危機管理室危機管理課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）（各区役所企画総務課・自治推進課・保健福祉総合センター地域福祉課）</b>						
<p>発災時に的確な避難行動が行えるよう避難訓練を行うことは重要な取り組みであるため、地域の自主防災組織が各区役所や消防局と協働し、地域の実情に応じた積極的な活動を進めています。</p> <p>従来からの初期消火や救出救護に加え、避難所運営訓練や要配慮者の避難誘導訓練を実施している地域もあり、市としても、今後もこれらの取り組みを推進してまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	危機管理室			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第1項（3）（4）（5）（危機管理室危機管理課）（教育委員会事務局学校教育部）</b>						
<p>本市では、各校区の実情に合わせた取組の促進、継続による更なる防災力の向上を目的とした「地域防災力向上マニュアル」を作成し、校区の防災活動に活用いただくため、校区自主防災組織に配布しています。</p> <p>このマニュアルには、指定避難所となる学校と地域が連携・協力した事例等を紹介しており、地域で要配慮者への対応を具体的に検討いただく際の参考にしていただきたいと考えています。</p> <p>障害者用トイレについては、全ての指定避難所に設置しているほか、災害時に断水した際に活用するマンホールトイレを全小学校に整備しています。このマンホールトイレは、5基セットで設置されており、うち1基が障害者用となっています。</p>						
<b>第1項（6）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>小中学校等の指定避難所での避難生活が困難となる障害者等の要配慮者の良好な避難生活を確保するため、福祉避難所をはじめ医療施設や施設入所など、より円滑な避難体制の構築に向けた検討を進めてまいります。</p>						
<b>第1項（7）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>在宅避難者の把握については、地域の自主防災組織の安否確認や要配慮者への対応等の取組において、対策を進めています。</p> <p>特に、障害者等の支援が必要な在宅避難者に対する安否確認や物資提供等の支援については、福祉サービス事業者や地域住民の方による支援、協力の仕組みづくりに向けて、引き続き検討してまいります。</p>						
<b>第1項（8）（危機管理室防災課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>ビッグアイで行われているリーダー養成講座を含め、有効な研修・講座を活用し、障害者の視点を重視した避難所運営や地域の防災を進める人材の育成に引き続き努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第2項 (障害福祉部障害施策推進課)</b>						
<p>直接の懇談につきましては、貴団体以外にも障害者等の団体が数多くございますので、個々のご要望をお受けすることは困難と考えております。</p> <p>なお、議会への陳情・請願をはじめ、所管課との懇談の場での当事者等のご意見は、市長に伝えてまいります。</p>						
<b>第3項 (1) (生活福祉部医療年金課)</b>						
<p>現行の国民年金制度では、未加入や保険料の滞納等により、無年金者や低額年金受給者が発生しているため、現在、国においては公的年金制度全体の改革が検討されているところです。</p> <p>本市といたしましては、障害基礎年金についてその認定基準を緩和し、対象者の拡大を図るとともに、障害者の生活の質の向上が図れるよう障害基礎年金を増額するよう国に要望してまいります。</p>						
<b>第3項 (2) (生活福祉部生活援護管理課)</b>						
<p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>						
<b>第3項 (3) (障害福祉部障害者支援課)</b>						
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、食事提供体制加算が引き続き継続されることとなりました。</p> <p>本市としましても、国の制度として継続して実施されるよう、また、利用者や事業者の実態に見合う必要な単位数が設定されるよう要望してまいります。</p>						
<b>第3項 (4) (障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)</b>						
<p>障害福祉サービス利用に係る介護保険への移行については、利用基準の明確化を図るよう国にも要望しております。</p> <p>なお、介護保険に移行された場合であっても、サービスの内容や機能から、介護保険には相当するものが障害福祉固有のサービスと認められるものについては、当該障害福祉サービスをご利用いただくことができます。</p> <p>また、現状で介護保険に移行された場合に、介護保険に相当するサービスがある場合であって、介護保険の訪問介護を限度額まで利用されて、なおサービスが不足する場合、市が必要と判断した場合は、障害種別に応じて対応しているところです。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第3項（5）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>障害福祉サービスの利用者負担については、平成24年4月より、所得に応じて負担額が決まる応能負担に変更されており、低所得の方の場合、負担が生じないようになっています。</p> <p>また、災害や生計の主たる者の失業、死亡など、特段の事情がある場合は、負担の減免ができることになっています。</p> <p>利用者負担が生じるためサービスを利用できないような方がおられましたら、区役所や障害者基幹相談支援センター等、相談窓口もございますので、ご相談ください。</p>						
<b>第3項（6）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇の改善については、平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が図されました。また、平成29年12月に国が定めた「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとされており、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行うこととされています。</p> <p>本市においては、独自の入件費補助などは現在のところ考えておりませんが、大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に福祉の就職フェアを開催する等、引き続き人材確保の支援に努めてまいります。</p>						
<b>第4項（1）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>本市ではグループホームの整備を促進するため、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じているところです。</p> <p>また、グループホームにおける生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う、「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施し、平成30年度は、新たに強度行動障害を対象とするなど、重度障害者の方が安心して暮らせるグループホームとなるよう支援を拡充しています。</p> <p>今後も、障害のある方の暮らしの場として、住み慣れた地域で生活していただけるよう、グループホームの整備の促進を進めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第4項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケアの必要な方の受入れを支援するため、短期入所や生活介護において看護職員の配置に対するサービス費の充実等が図られたところです。</p> <p>また、本市においても、医療的ケアが必要な方の暮らしの場の充実や支援を図るため、生活介護事業所やグループホーム事業所での看護師配置等に対する補助や短期入所事業所で医療的ケアが必要な方などを受け入れた場合の補助事業、家族への支援として、レスパイトを目的に医療的ケアが必要な方がいる家族に対し看護職員等を派遣する事業を実施しています。</p> <p>今後とも、医療的ケアが必要な方が、地域で暮らし続けていけるよう、体制の確保に努めてまいります。</p>						
<b>第4項（3）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>本市では、法人が既存物件を活用してグループホームを開設する際の改修工事にかかる費用を補助する、「堺市障害者グループホーム整備促進事業」を実施しています。</p> <p>スプリンクラーにつきましては、消防法の改正により、スプリンクラー設置義務の発生したグループホームについて、消防設備の設置が円滑に進むよう、国庫補助を活用して設置費用の補助を行っているところですが、引き続き、補助制度の充実と十分な財政措置を講じるよう国に要望してまいります。</p>						
<b>第4項（4）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>現在のところ、本市独自の加算などは困難と考えております。国への要望等の必要性については、引き続き研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第4項（5）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、障害のある方の地域における生活の場を確保するとともに、重度障害者の方や在宅復帰が難しい方が安心して利用できるよう、グループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、民間事業所が新たなグループホームを整備するに当たり、国庫補助金に上乗せをして市独自の整備費の加算を行っているほか、法人が既存物件を活用して開設する際の改修工事費用、整備費とは別に新規開設する場合の初度設備、賃貸物件で新規開設する場合の初期費用の敷金・礼金に対してそれぞれ補助を行い、支援策を講じているところです。</p> <p>機能強化としては、国においても、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定で重度の障害者への支援を可能とする新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」の創設や看護職員の配置に対する加算など強化が図られていますが、本市においては、グループホームにおける生活支援員の増員及び看護師の配置に対して補助を行う、「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助事業」を実施し、平成30年度は、新たに強度行動障害を対象とするなど、重度障害者の方が安心して暮らせるグループホームとなるよう支援を拡充しています。</p> <p>今後も引き続き、グループホームの量的拡大と機能強化に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第4項（6）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>重症心身障害者（児）が地域で安心して生活するためには、様々な社会資源の有効活用等を図りつつ、地域生活の支援機能をより充実させていく必要があると考えています。</p> <p>そのため、「ベルデさかい」においては、短期入所や通所、外来診療・リハビリテーション、相談支援等に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、相談支援機関などの職員を対象とした交流会や事例検討会、重症心身障害者（児）支援に特化した介護や医療的ケアに係る講習会を行っているところです。</p> <p>今後も引き続き、関係機関等との連携を強化し、アウトリーチを含めたネットワーク構築に取り組んでまいります。</p>						
第5項（1）（2）（3）（4）（5）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）						
<p>本市では、昨年度から「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有機的に結び付けた地域生活支援拠点等の面的整備を行っております。</p> <p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者の重度化や高齢化などを見据え、地域生活支援拠点等の機能強化が示されているところですが、今後、個別事例を積み重ねていく中ででてきた課題を検討し、5つの機能が効果的に連携できるよう、国の動向も踏まえながら研究してまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第6項(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)（障害福祉部障害者支援課）						
平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケアの必要な方の受入れを支援するため、短期入所における看護職員の配置に対するサービス費の創設が図られたところです。						
<p>本市では、短期入所事業所において、緊急事由が発生した障害者（児）が短期入所により利用できる緊急用ベッドを2床確保しています。さらに、昨年度から夜間休日に介護者が急病などになった場合、短期入所事業所が受け入れや支援員の派遣の調整を行う「緊急時対応事業」を開始しております。</p> <p>また、強度行動障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方など支援度合の高い重度障害者（児）の受け入れを促進するため、市単独事業の運営補助を実施しております。今後ともこうした事業を通じて、短期入所事業所の機能強化を図ってまいります。</p> <p>なお、送迎については、居宅との間の送迎を原則としていますが、とりわけ短期入所事業所が行う送迎については、利用者の教育を受ける権利や日中活動を保障するという見地から、短期入所事業所と日中活動の場（学校・作業所等）との間の送迎についても、国の送迎加算の算定を可能としております。そのため、送迎への市単独加算については、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。</p> <p>今後とも、医療的ケアが必要な方たちが、地域で暮らし続けていくよう、体制の確保に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第7項（1）(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)						
<p>現段階ではまず、ヘルパー全体の人材確保が、急務であると考えておりますが、同性介護の観点等から、男性のヘルパーの必要性についても認識しております。</p> <p>必要なサービスを安定して提供できるよう、今後とも、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について強く要望してまいります。</p>						
第7項（2）①②③(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)						
<p>本市といたしましては、手話のできるヘルパーが増えるよう、事業者に本市の手話講習会を案内し、ご協力をお願いしているところです。</p>						
第7項（3）(障害福祉部障害者支援課)						
<p>居宅介護の家事援助については、障害者の居宅において食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般に亘る支援として実施しています。支援に際しては、障害者が日常生活に支障をきたすことのないよう、個々の障害特性を鑑み本人の生活実態に応じた必要な支援を提供しています。</p>						
第7項（4）(障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)						
<p>平成24年度から、本市主催で居宅介護の指定事業者のスキルアップのための研修を開催しております。昨年度は、2月と3月に発達障害をテーマとした研修を行いました。</p> <p>市としましては、各事業所の管理者を中心に研修を行い、その後の法人内の伝達研修等を行うことが、より多くの事業所がスキルアップできる、効率的かつ有効的な手段であると考えております。</p> <p>今後も引き続き研修を実施し、適切な支援が行える人材育成を図っていきたいと考えております、またテーマにつきましても、毎年事業所等の意見も踏まえながら検討してまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第7項（5）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができるよう、賃金をはじめとする処遇については、平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が図られました。また、平成29年12月に国が定めた「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとされており、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行うこととされています。</p> <p>本市においては、独自の人事費補助などは現在のところ考えておりませんが、大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に福祉の就職フェアを開催する等、引き続き人材確保の支援に努めてまいります。</p>						
<b>第7項（6）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>利用者の体調不良等によりキャンセルが多いことをお聞きしておりますが、市としましてはキャンセル料は利用者と事業所が契約時に取り決めるべきものと考えておりますので、ご理解ください。</p>						
<b>第7項（7）①②③（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>通院、入院時には移動支援ではなく、原則として居宅介護の対象となります。また、同サービスについては、介助の必要に応じて判断され支給決定しているところです。</p> <p>移動支援につきましては、二人介護は必要に応じて認めているところですが、今後も支給時間も含めて適切なサービス運営ができるよう、国に個別給付化を要望してまいります。</p> <p>また、支給量につきましては、障害者総合支援法では、障害福祉サービスの支給決定を行う際には、障害支援区分又は障害の種類、介護を行う者の状況、他の介護給付費等の受給の状況等を勘案して、支給決定を行う必要があることから、1ヶ月を単位としてサービス量を定めなければならないと規定されており、市町村事業である地域生活支援事業についても、上記の考え方に基づき1ヶ月を単位として支給決定を行っているところです。</p>						
<b>第7項（8）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>同行援護の取り扱いにつきましては、介護保険サービスを一律に優先させるのではなく、個別の状況に応じて、当該介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能か否かを適切に判断した上で、「同行援護」によるサービス利用も可能とする取り扱いとしています。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第7項（9）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置については現在国に要望しているところです。今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から取り組みについて検討していきたいと考えております。</p>						
<b>第7項（10）①②③（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>介護計画に位置付けられていない居宅介護で緊急に対応した場合には、一定の条件のもと緊急時対応加算の制度があります。今後も必要なサービスを安定して提供できるよう、国に対して、適切な報酬単価を設定できる財源の確保について要望してまいります。</p>						
<b>第8項（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>地域活動支援センターにつきましては、市内に16事業所あり、多くの事業所が地域における日常生活の憩いの場として支援を行っており、夕方や土日祝日に開設している事業所もあります。</p>						
<p>また、日中一時支援につきましては、堺市登録事業所として堺市内に17事業所、堺市外に12事業所あり、多くの事業所が夕方にも支援を行っているところです。</p>						
<b>第9項（1）（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課）</b>						
<p>現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。</p>						
<p>なお、障害のある方への外出支援サービスに係る財政措置については、現在国に要望も行っているところです。</p>						
<p>また、「通所交通費補助制度」については、限られた財源の中で優先順位をつけて各障害施策を実施しており、現在のところ、日中の事業所に通う交通費に対する本人への補助制度は困難と考えておりますので、ご理解ください。</p>						
<b>第10項（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部健康医療推進課）</b>						
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、重度訪問介護を利用している障害支援区分6の障害者が入院した場合に、本人をよく知るホームヘルパーが医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図るコミュニケーション支援等の提供が評価されることとなりました。また、本市では独自事業として、重度の障害のために意思疎通に支援が必要な方を対象に「堺市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」を実施しています。</p>						
<p>今後とも、障害者が地域で暮らし続けることのできる体制の確保に努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第10項（1）（健康部健康医療推進課）</b>						
市民の健康増進を推進する所管課として、貴団体と障害施策を推進する担当課との話し合い等の場には、必要に応じ同席をさせていただきます。						
<b>第10項（2）（障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課・健康部保健所保健医療課）</b>						
医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、医療機関においては、障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に医療を実施しているものと考えております。						
今後とも、医療機関において、障害者が安心して医療受診ができるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。						
<b>第10項（3）①②（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）</b>						
医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、堺市立総合医療センターを含めた医療機関は障害者を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されると考えております。						
障害者児の受診への配慮につきましては、市内救急告示病院に対して障害者差別解消法に基づく医療関係事業者向けガイドライン等について説明を行い、堺市立総合医療センターについては、対応の徹底について依頼をさせていただきました。						
ただし、受診された方の病状により専門的治療が必要と判断した場合等、専門病院への紹介を行うことがあると認識しております。						
<b>第10項（4）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）</b>						
健康福祉プラザ内のベルデさかいについて、重症心身障害のある方への医療・リハビリテーション等を提供するとともに、障害の状況等に応じて、かかりつけの医療機関と連携しているところです。今後もさらなる医療機関との連携に努めてまいります。						
堺市立総合医療センターについては、同センターの運営方針にありますように、健康福祉プラザも含め地域医療機関との連携を推進してまいります。						
<b>第10項（5）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
現段階では、緊急時対応事業で医療的ケアが必要な方の受け入れや対応は困難な状況にあります。事業の実施状況を踏まえ、今後の方向性を研究してまいります。						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第10項（6）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>本事業は重度の障害のため意思疎通に支援が必要な方が入院した場合に、本人をよく知るコミュニケーション支援員を病院に派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通の仲介を図る事業です。派遣する支援員につきましては、本人をよく知り、また派遣という業務形態にもなじみやすいヘルパーとしているところです。</p>						
<b>第10項（7）（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>医師法第19条で、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定められており、近畿大学附属病院においても、障害者を含め全ての患者に対し、医療機関が提供可能な医療を実施されると考えております。</p>						
<b>第10項（8）（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課）</b>						
<p>障害の有無に関わらず、患者が必要な場合に適切な検査や治療を受けることができるよう、医療機関は医療を実施しているものと考えております。</p>						
<p>今後とも、医療機関において、障害者が安心して受診できるように、障害への理解と対応について普及啓発を推進し、医療が必要な方が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう取り組んでまいります。</p>						
<b>第10項（9）（生活福祉部医療年金課）</b>						
<p>本市の重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療制度に基づき実施しております。本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源のなかにあっては、ご要望の制度化は困難な状況ですが、大阪府に対し制度化するよう要望してまいります。</p>						
<b>第11項（1）（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>避難行動要支援者の訪問調査については、今後も全校区で実施できるよう努めてまいります。</p>						
<b>第11項（2）（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>民生委員児童委員の障害者児理解の促進については、民生委員児童委員連合協議会に障害者福祉委員会を設置し、研修等を定期的に行っているところです。今後も、理解促進のため、研修等の充実を図ってまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第11項（3）（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>避難行動要支援者名簿については、本市では、全ての避難行動要支援対象者を記載した「避難行動要支援者リスト」をもとに、個人情報を地域へ提供することに同意した対象者のみを掲載した「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。現在、訪問調査の対象外となっている方の一覧表への掲載については、本人同意を必要としているだけでなく、地域の防災活動などの取組とも密接に関係しています。今後、一覧表登載者拡大に向けた市民広報や事業者へ周知を進めるとともに、関係者の方々のご意見などを参考にしながら検討してまいります。</p>						
<b>第12項（長寿社会部長寿支援課）</b>						
<p>本市では、日頃から災害に備えるための心構えや避難行動要支援者に対する支援方法をまとめた冊子『安心の第一歩』を平成28年3月に改訂し、配布を行っています。今後、これまでの震災を踏まえた知見や、障害当事者・家族・支援者の意見を参考にさせていただきながら、避難行動要支援者と支援者の双方にとって、より分かりやすい冊子とし、地域などで有効活用できるように努めてまいります。また、ホームページ掲載の周知についても進めてまいります。</p>						
<b>第13項（障害福祉部障害施策推進課・健康部健康医療推進課・保健所保健医療課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>緊急災害時の医療対策について、大阪府医療計画（平成30年3月版）では、基幹災害医療センターとして大阪急性期・総合医療センターを指定するとともに、地域災害医療センターには救命救急センターを中心に18病院を指定し、大阪府地域防災計画に位置付けています。これらの災害拠点病院の他に、大阪府では、特定診療災害医療センターとして、循環器疾患や消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神医療など特定の疾患の対策の拠点として、大阪はびきの医療センターをはじめ、大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪母子医療センターの4ヶ所4病院が指定されています。</p>						
<p>本市では堺市立総合医療センターが地域災害拠点病院となっており、それに加え、本市地域防災計画で位置づけた医療拠点となる施設「市町村災害医療センター」として大阪労災病院を指定するとともに、本市内の22病院を「災害医療協力病院」と位置づけ、災害時における患者の受け入れ体制を確保しています。</p>						
<p>他方、医薬品等の備蓄等について、災害時に備えた医療物資や医薬品の備蓄は欠かせないことから、災害拠点病院において、医薬品の備蓄を行っています。加えて、本市では、大阪府や堺市薬剤師会等と連携しながら、災害時における医薬品の確保に取り組んでいます。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第14項（1）（2）（3）（障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の不足と質の向上が全国的な課題となっており、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、それらの課題をふまえた見直しが行われたところです。</p> <p>本市では今後も引き続き、必要な人が計画相談支援等を利用できるよう、事業所開設の働きかけ、相談支援従事者初任者研修にかかる市町村推薦枠の活用等を行い、相談支援事業所及び相談支援専門員の拡大に取り組んでまいります。</p>						
<p>また、新規事業所や新任相談支援専門員が安心して活動できるよう手引書の作成や研修等のサポートを行うとともに、相談支援事業所を対象とした研修の実施について、関係機関や総合相談情報センター等と内容などの検討を行い、各事業所での人材育成に活用できるよう、研修情報の集約、提供を行っているところです。</p> <p>なお、相談支援専門員が抱える対応困難なケースへの助言については、ケース会議の開催等により各区基幹相談支援センターが行っており、必要に応じて障害者更生相談所やこころの健康センターなどの専門相談機関と連携しております。</p>						
第15項（1）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>ストマ用具に代えて支給する紙おむつ等の給付については、市の実施する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に位置付けて、月12,000円を限度額として給付しております。この給付額については、他の政令指定都市についてもほぼ同額であり、現在のところ給付金の増額は考えておりませんのでご理解ください。</p>						
第15項（2）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>紙おむつ等の給付については、市の実施する地域生活支援事業の日常生活用具給付事業に位置付けて、ぼうこう、直腸、脳原性障害の方、四肢や体幹の機能障害者・児を対象に月12,000円を限度額として給付しております。</p> <p>ストマ用具に代えて紙おむつを支給する事業であり、現在のところ対象者の拡大と給付金の増額は考えておりませんのでご理解ください。</p>						
第15項（3）（障害福祉部障害者支援課）						
<p>補装具費の支給対象となる補装具の個数につきましては、国が定めた「補装具費支給事務取扱指針」において、身体障害者（児）の状況等から職業又は教育上等特に必要と認めた場合を除き、原則として1種目につき1個となっております。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第15項（4）（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>グループホームの住宅改修につきましては、法人が既存物件を活用して開設する際に改修工事費用の補助を行っているところです。</p> <p>また、居室については重度障害者住宅改修費の制度の対象となっております。</p>						
<b>第16項（障害福祉部障害者支援課）</b>						
<p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度については、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>本市の財源に限りがあるなか、現在のところ利用枚数を増やすことについては考えておりませんが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について、今後も国に財政措置を講じるよう要望を行ってまいります。</p> <p>また、本事業は初乗り運賃に対する助成のため、一度に複数枚の使用はできませんので、ご理解をお願いします。</p>						
<b>第17項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）</b>						
<p>本市では、今後も窓口へのリーフレット配架を行うとともに、シンポジウムや講演会などの開催を通し、成年後見制度の利用促進を図ってまいります。</p> <p>具体的な施策として、本市では、「堺市権利擁護サポートセンター」を設置し、広く市民を対象とした権利擁護や成年後見制度の広報・啓発をおこなっているほか、シンポジウムや出前講座を実施し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを行っております。</p> <p>また、成年後見制度市長申立に係る予算の執行率については、平成27年度は73%、平成28年度は77%であり、予算額については、平成28年度は15,440千円、平成29年度は18,292千円、平成30年度は25,101千円となっています。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	子ども青少年局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第18項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>本市施設の指定管理者の指定期間につきましては、「指定管理者制度活用のためのガイドライン（改訂版）」で原則として5年を限度としており、南北こどもリハビリテーションセンター及びえのきはいむの指定にあたって、指定期間を5年間としています。今後、関係課等と調整のうえ、当該施設の特性を踏まえ、指定管理のあり方について、検討してまいります。</p>						
<b>第18項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>児童発達支援センター（5園）の職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけており、今後とも国基準を念頭に置き、職員配置のあり方を検討してまいります。</p>						
<b>第18項（3）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>通園バスの運行につきましては、安全な運行の確保に努めるとともに、運営経費も考慮し、運行形態については、指定管理者と検討してまいります。</p>						
<b>第18項（4）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>医療型児童発達支援センターにおきましては、平成27年度より、週1回の単独登園に加えて、3歳・4歳児については学期に1回増やすとともに、年長児については月1回の単独通園を追加して行っております。今後も単独登園の回数増につきましては、職員配置を含めその必要性について検討してまいります。</p>						
<p>また、医療型児童発達支援センターの職員配置につきましては、国の配置基準では、職種ごとに1人以上となっていますが、南北こどもリハビリテーションセンターにおいては、通所している子どもの状態に考慮し、現在、職種ごとに複数人の職員を配置しています。今後も現在の配置基準を保てるように努めてまいります。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	子ども青少年局			
件 名	障害者施策等の充実について					
<b>第18項（5）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>リハビリの質の向上については、センター内においてスタッフ内での学習会・ケースカンファレンスの実施をはじめ、各スタッフが外部の研修会・学習会に参加するなど、スキルの向上に努めています。</p> <p>センターを卒退園されたお子さんへのリハビリの回数や期間につきましては、現行の配置の中で、より効率的でより良いサービスが提供できるように、指定管理者に働きかけてまいります。</p>						
<b>第19項（1）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>職員の資質向上及び研修の機会の確保は事業者の責務ではありますが、市においても支援者の質の向上を図り、支援が必要な子どもの発達支援・保護者支援をより充実させるため、年2回程度、事業者研修を行っています。加えて、平成27年度からは、「あい・さかい・センター養成事業」として、認定こども園、保育所、学校などのほか、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所の支援者を対象とし、2か年を研修期間とする人材養成研修を行っています。</p> <p>また、今年度から新たに「障害児通所支援事業者育成事業」を実施機関に委託し、市内事業所への巡回訪問や事業者の受入れにより、見学・実習等を実施して障害児への支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行っています。</p>						
<b>第19項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>本市では、障害児等療育支援事業（あい・すて一しょん）を7団体に委託し実施しています。事業内容の一つとして、認定こども園、保育所、障害児通所支援事業所などの職員への指導、助言を実施する「施設支援」を行っています。</p> <p>また、今年度から新たに「障害児通所支援事業者育成事業」を実施機関に委託し、市内事業所への巡回訪問や事業者の受入れにより、見学・実習等を実施して障害児への支援技術及び通所支援計画に基づいた支援について助言・指導を行っています。</p>						
<b>第19項（3）（子ども青少年育成部子ども家庭課）</b>						
<p>放課後等デイサービスガイドラインは、放課後等デイサービス事業所が自己評価を行う際に活用するために国が作成しており、平成29年4月には、ガイドラインに基づいた自己評価及びその公表が義務付けられました。</p> <p>本市では、ガイドラインに基づき『放課後等デイサービス自己点検及び評価シート』を市独自に作成し、全事業所のシートを市ホームページで公表しています。</p>						

番 号	陳情第31号	所管局	子ども青少年局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第20項（1）（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）						
<p>障害児入所施設につきましては、現在、市外の施設を利用させていただいております。市内施設の整備につきましては、府内の施設整備の方向性、今後のニーズの動向を踏まえて研究してまいります。また、卒業後の生活の場につきましては、早い時期から府内関係課で連携し、本人ニーズを把握した上で適切なサービスにつなげるなど支援を行っているところです。引き続き、きめ細かな支援を行うとともに、府内連携を強化してまいります。</p>						

#### 第21項（子ども青少年育成部子ども育成課）

本市成人式は、20歳になった若者の前途を社会全体で祝福するとともに、新成人が区域のまちづくりの重要な担い手として、さらには、将来の社会を支える一員として自らも自立し、そのための責任を自覚するための場として地域ぐるみの成人式として区役所ごとに開催しています。

各種団体がそれぞれの思いで地域にて実施している「成人のつどい」等については、大いに意義あるものと認識しておりますが、それぞれの「成人のつどい」等への参加や費用等の補助については困難であると考えており、ご理解の程お願いします。

番 号	陳情第31号	所管局	建築都市局
件 名	障害者施策等の充実について		

#### 第22項（1）（交通部公共交通課）

美原区では、合併を機に運行開始した美原区域路線バス4路線が、区域と北野田駅、初芝駅もしくは新金岡駅とを結ぶルートを運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。堺東や中百舌鳥、泉ヶ丘へは、バスや乗合タクシーで北野田駅等へ行き、鉄道に乗り継いでいただきますようお願いします。

さらに、近鉄バスが河内松原駅等へ運行しているので、ご利用いただきますようお願いします。

本市としましては、ノンステップバスの導入促進などバリアフリー化に取り組み、誰もが安心して利用できる公共交通の維持確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### 第22項（2）（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）

おでかけ応援バスは、平成16年度に高齢者の社会参加を目的にスタートした制度であり、その後、平成25年度から公共交通の利用促進という観点を踏まえ、利用対象日の拡充を図つてきております。

おでかけ応援バスの利用対象者は、現在も本制度の設立当初の対象者である「65歳以上の高齢者」であることを継承しておりますが、これは高齢者が今後も増加していくこと、バスの主要な利用者となっていくこと、身近な交通手段を必要とすることなどのためです。

現在、JRや私鉄各社において、身体障害者または知的障害者に対して、旅客運賃の割引制度を設けております。また、バスにつきましても、バス会社により適用が異なる場合がありますが、普通乗車券が5割引、定期乗車券が3割引となるなどの割引制度がありますので、現行の割引制度の利用をお願いいたします。なお、介護者についても、障害者本人の障害の程度によって、割引が受けられる場合がありますので、詳しくは各交通機関にお問い合わせください。

今後も障害のある方々のご意見などを参考にしながら、社会参加の促進を図る観点から障害者に対する取り組みについて検討していきたいと考えております。

番 号	陳情第31号	所管局	建築都市局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第22項(3)(交通部公共交通課)						
<p>可動式ホーム柵はホームでの転落・接触事故防止に最も有効であることから、本市は事業者による設置を促進するため、平成23年度に「堺市鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱」を制定し、これまでも旧「大阪市交通局」に対し、地下鉄御堂筋線3駅に早期に設置いただけるよう申し入れてきました。</p> <p>今回いただいたご要望について、本年4月から新たな組織となった大阪メトロに改めてお伝えしたところ、同社から「Osaka Metroでは、路線単位での可動式ホーム柵設置を基本として計画しています。しかしながら、御堂筋線では、心斎橋駅、天王寺駅の2駅への設置に際し、車両扉及び可動式ホーム柵扉を開閉する際の安全確認に時間を要するため設置駅で停車時間を延長したところ、ラッシュ時間帯において列車の運行本数が減少したため輸送力が低下し、列車内やホーム上での混雑が増している状況です。現状のまま全駅に設置すると列車内や主要駅ホーム上では非常に大きな混雑状況になると想定していることから、このまま単純に設置駅を増やすことは困難な状況です。</p> <p>この課題解決に向けて、お客さまにスムーズに乗り降りしていただくことを目的に、特に混雑している御堂筋線梅田駅と難波駅に床面シートを試験的に敷設したことや平成30年3月に混雑緩和のためのダイヤ改正も行っております。今後も乗降時間の短縮に向けて取り組み、中百舌鳥駅と新金岡駅、北花田駅の3駅を含む御堂筋線全駅への可動式ホーム柵設置を目指していきます。」との回答がありました。</p> <p>つきましては、引き続き、市内3駅を含む御堂筋線への可動式ホーム柵の早期設置を、本市から大阪メトロに強く求めてまいります。</p>						



番 号	陳情第32号	所管局	健康福祉局			
件 名	近畿大学医学部附属病院について					
(健康部健康医療推進課)						
南河内医療圏の大阪狭山市における医療機能の確保について、大阪府、大阪狭山市、近畿大学が協議を行っていると聞いております。本市としましては、この協議を注視するとともに、丁寧に議論、調整をいただくよう大阪府と近畿大学に対して伝えてまいります。						



番 号	陳情第33号	所管局	健康福祉局			
件 名	生活保護者の成年後見等の報酬助成について					
(長寿社会部長寿支援課)						
<p>本市では、成年後見制度の適用を必要としているにもかかわらず、その費用負担が困難な認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見人等に対して支払うべき報酬や後見等の事務に伴い発生した実費の全部又は一部を給付する制度を設けています。現在の給付対象は、本市の区域内に住所を有しており、市長による後見等開始の審判の申立て（市長申立）が行われた結果、当該審判が確定した方で、生活保護受給者等で費用負担が困難であると市長が認めた方としています。</p> <p>同制度については、平成30年度中に本人又は親族申立により成年後見制度が適用された方も給付対象とするよう手続きを進めているところです。</p>						



番 号	陳情第34号	所管局	健康福祉局			
件 名	生活保護について					
(生活福祉部生活援護管理課)						
本市におきましては、生活保護を受給されている方を「生活保護受給者」と表現しております。						



番 号	陳情第35号	所管局	健康福祉局			
件 名	生活保護について					
<b>第1項（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>本市におきましては、国が定める保護の実施要領に基づき、保護の要否及び程度の確認を行うとともに、自立助長のための助言指導等を行うことを目的に、担当のケースワーカーが定期的に訪問調査を行っているところです。</p>						
<b>第2項（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>各区保健福祉総合センター生活援護課の窓口へ、生活保護の申請に訪れた方に対しましては、生活保護制度をわかりやすく説明するため、従来から「生活保護のしおり」を作成し懇切丁寧な相談に努めています。本制度や関連施策に改正があった場合には改定を行うとともに、よりわかりやすいものとなるよう努めています。</p>						
<p>また、相談を受けた窓口が懇切丁寧な生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						
<b>第3項（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>生活保護基準の見直しについては、平成30年10月から3年かけて段階的に実施されることとなっており、今回の引き下げにより、生活保護の本来の使命である最低生活の保障という観点が疎かになってはならないものと考えていることから、その影響について注視していくたいと考えています。</p>						
<b>第4項（生活福祉部生活援護管理課）</b>						
<p>生活保護制度は最後のセーフティネットとしての重要な役割を担っており、国民の信頼を得て効果的に機能していく必要があるため、今後とも在り方について慎重に検討するよう国に伝えてまいります。</p>						



番 号	陳情第36号	所管局	健康福祉局
件 名	日中一時支援事業について		

**第1項 (障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)**

今般の事故につきまして、本市では現在、ご遺族からお聞かせいただいたお話を踏まえ、再発防止を進めるため、資格者の配置などの要綱の見直しの検討、救急対応講習の実施などに取り組んでいるところです。

また、一般的には、障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、基準省令及び解釈通知等により、事業者がその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとなっています。事故の検証については、事業者が利用者の安心や安全を確保し、契約に基づくサービスを適切に提供していくためにも、事業者自らが行う必要があるものと考えております。

そうしたことから、市としては今般の事故に係る事故検証組織の設置については考えていないところです。

**第2項 (障害福祉部障害施策推進課・障害者支援課)**

本市としましても、今般の事故を重大なことと受け止め、今後、このようなことが二度と起こらないよう安全確保・再発防止の取組を進めているところです。

その取組みとしては、本事業で就学前児童を受け入れる際の安全を確保するため、日中一時支援事業の基準も含めた要綱の見直しを進めています。また、平成30年5月に行われた「大都市心身障害者（児）主管課長会議」において、日中一時支援事業を保育士や看護職員の人員配置基準等を全国一律に定めて個別給付化を行うよう、国に要望することを提案し採択されたところです。

また、集団指導や説明会等において事業者に対し、安全体制の確保について注意喚起を行うとともに、平成30年2月には、本事業登録事業所等に対し、救急対応講習を実施したところです。

今後も引き続き、事業者が利用者の安心や安全を確保し、適切なサービスを提供するよう指導するとともに、救急対応講習を実施するなど、安全体制の確保に努めてまいります。



番 号	陳情第37号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<b>第1項（健康部健康医療推進課）</b>						
<p>特定健康診査は「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診で、メタボリックシンдро́мに着目して検査項目を特定し、医療保険者が当該年度の4月1日における加入者であって、40歳から74歳の被保険者とその被扶養者を対象として、毎年度計画的に実施することとなっております。</p> <p>従いまして、本市では堺市国民健康保険の医療保険者として「高齢者の医療の確保に関する法律」及び同法施行規則等に基づいた特定健康診査を実施しておりますのでご理解をお願いいたします。</p> <p>受診券については、4月1日における加入者に送付するため、対象者の抽出作業と発送の準備に約1か月の期間がかかるものです。本市では、平成28年10月以降、特定健康診査と同時に胃がんや肺がん検診などのがん検診を医療機関で受診いただける検診体制の整備を行っており、今後も、様々な機会を通じて検診受診の利便性向上についての取り組みを進めてまいります。</p>						
<b>第2項（長寿社会部介護保険課）</b>						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。</p> <p>また、介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがされています。</p> <p>第7期介護保険事業計画期間（平成30～32年度）における第1号被保険者の保険料につきましては、負担割合が22%から23%に引き上げられることや、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としましてはこれまで以上に被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い、政令市では最も多い16段階としました。</p> <p>また、保険料上昇に伴う低所得者の負担を軽減するため、非課税世帯で特に困窮されている方を対象とした本市独自の減免制度について、収入要件を1人世帯で年額120万円以下から150万円以下へ引き上げる等の見直しを行いました。</p> <p>今後とも安定的な介護保険制度の運営に努めてまいります。</p>						

番号	陳情第37号	所管局	建築都市局
件名	行政にかかる諸問題について		

### 第3項（交通部公共交通課）

泉ヶ丘地区からJR鳳駅へのバス路線の新設について南海バスにお伝えしたところ、「新規路線の開設につきましては、事業としての採算性、今後の発展性など、多角的な研究や分析が必要となりますため、慎重に判断してまいり必要がございます。そのため、即時の開設については致しかねますが、この度お寄せいただきましたご意見につきましては、今後の事業計画作成時の参考とさせていただく所存でございます。」との回答がありました。

本市としましては、今後も事業者と協力しながら公共交通の利便性向上に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

なお、泉ヶ丘地区からはバスと鉄道を乗り継ぐことで鳳地区まで行くことができますので、既存の公共交通をご利用いただきますようお願いします。

### 第4項（交通部公共交通課）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）

おでかけ応援バスについては、高齢者がバスの主要な利用者となっていることから路線の維持に寄与するとの考え方に基づき、対象者を制度開始時の「65歳以上の高齢者」としております。

また、妊婦については、ご自身のからだの変化や状態に合わせて外出の可否や交通手段を選択されることから「おでかけ応援バス」を適用することは考えておりません。

なお、障害者については、民間バス会社等が実施する各種割引制度がありますので、それらの利用をお願いしているところです。

### 第5項（交通部公共交通課）

おでかけ応援バスは、1乗車100円でのご利用を基本としており、バスを乗り継がれる場合は、一部を除き、それぞれの運賃をお支払いいただくこととなっていますので、ご理解いただきますようお願いします。

### 第6項（交通部交通政策課）

泉北高速鉄道の運賃等の引き下げにつきましては、平成27年3月から泉北高速鉄道と南海高野線との乗継運賃の割引が20円から100円へと80円拡大されるとともに、泉北高速鉄道区間内の通学定期の割引率についても60%から70%へと拡大され、実質25%の値下げが実施されたところです。

しかし、普通運賃の乗継割引の拡大が通学定期には適用されていないことから、市独自の施策として、両線を乗り継いで通学されている市民の方の負担軽減を図ることを目的に、平成29年1月より1か月あたり1,440円の補助を開始しています。より多くの方に補助制度を利用していただけるよう、引き続き周知広報に努めるとともに、利用者の更なる利便性向上が図られるよう、泉北高速鉄道株式会社に対し継続的に働きかけてまいります。

番 号	陳情第37号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（自転車まちづくり部自転車環境整備課）						
<p>本市の自転車通行環境整備は、費用対効果等の観点から自転車レーン（車道の左端を青着色する整備手法）による整備が主となっております。</p> <p>ご要望の宮山台中学校区においても、本市自転車ネットワークに選定された路線において、「堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km（平成27～34年度）」に基づき順次整備を行ってまいりますので、ご理解下さいますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第37号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		

**第8項（総務部学務課）**

現在、国において、教育費無償化の議論がなされているところであります、本市としましては、今後その動向を注視しながら、効果的な支援の在り方について、調査・検討してまいりたいと考えております。

**第9項（総務部学務課）**

国及び大阪府においては、高等学校等の授業料を実質無償化もしくは、保護者負担を支援する制度として就学支援金及び授業料支援補助金を支給しております、高等学校等に在学する低所得世帯の保護者に対しては、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給しております。

なお、本市におきましては、経済的な理由により修学が困難な高校1年生等に対して、国及び大阪府の施策とは別に奨学金を給付する、堺市奨学金制度を実施しております。

番 号	陳情第38号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
(交通部公共交通課)						
<p>ご要望について南海バスに再度お伝えしましたが、同社からは「桃山台地区を現在運行しているバス路線は、桃山台地区での利用が低い状況が続いており、ご要望の路線については収益性の確保が難しいと判断されることから、現段階で実施する予定はございません。しかしながら、今後も引き続き、お客様の利用実態を注視し、お客様への利便性及びサービスの向上に努めてまいります。」との回答がありました。</p> <p>市としましては、ニュータウン再生の取り組みを進めていく中で、桃山台地区や周辺地域のバス需要の変動を見据えながら、引き続き、ご要望の内容について事業者に働きかけを行ってまいります。</p>						



番 号	陳情第39号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置し、このうち1人は保育士等の資格を有する放課後児童支援員としております。</p> <p>また、支援単位に応じて指導員を配置するとともに安全安心な活動が確保できるよう対応してまいります。</p>						
<b>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>のびのびルームにおける利用児童の受入れは、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき行っており、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等を確保し、より多くの児童が利用できるよう努めてまいります。</p>						
<b>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>金岡小学校校舎改築工事に係るのびのびルームの移転は、改築工事の進捗状況に応じて、その影響が最小限となるよう進めてまいります。</p>						



番 号	陳情第40号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、国が示す放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定し、運営を行っております。当該事業の運営管理業務におきましては、条例及び国の「放課後児童クラブ運営指針」の基本的な事項を踏まえることを明記した業務仕様書により、その趣旨に則って実施しているところです。</p> <p>プロポーザル方式による運営事業者の選定では、市の条例等の規定や契約における業務仕様書による遵守事項により、これまでの「のびのびルーム」事業の質が確保できるだけでなく、より良い企画提案による運営事業者を選定することで、児童にとってより良い運営ができるものと考えております。</p>						
第2項、第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しております。</p> <p>また、共用教室の施設及び設備の整備は、学校の協力のもと、順次整備に努めてまいります。</p>						
第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業の指導員は、受託事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は当該受託事業者が就業規則等により定めています。</p> <p>また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております。</p>						
第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営経費につきましては、保護者の皆様からの負担金と、市の予算並びに国及び大阪府からの補助金で構成しており、受益者負担の観点から負担額を設定し、保護者の皆様にも当該事業運営に係る費用の一部を御負担いただいております。</p> <p>なお、世帯の状況により、一部負担金の減額・免除の制度がございます。</p>						



番号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局			
件名	放課後施策について					
第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>今後も、保護者が安心して子どもを預けて働ける「子育てのまち堺」の実現をめざし、事業の充実に努めてまいります。</p>						
第2項、第3項、第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市の放課後児童対策事業（のびのびルーム）は、専用教室に加えて、本事業の開設時間帯に専ら使用できる教室を確保することにより、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく児童1人当たりの面積基準を遵守しております。</p>						
<p>児童数につきましては、国の基準に従い、登録時に調査した週の利用希望日数をもとに算出しております。</p>						
<p>また、活動場所の確保に向けては、専用教室のほか、共用教室の活用など、既存の学校施設の有効活用を基本としております。</p>						
第5項、第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の配置は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位ごとに2人の指導員を配置しております。</p>						
<p>また、配慮を要する児童の受け入れにつきましては、個々の児童の状況を把握し、必要に応じて指導員を追加配置しております。</p>						
第7項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>指導員の研修は、平成27年度から「放課後児童支援員認定資格研修」を大阪府が行っており、本市といたしましても計画的な受講を進めているところです。</p>						
<p>また、受託事業者においても、業務仕様書等に基づく研修を実施しており、業務完了報告で確認しております。</p>						
第8項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営事業者が変更になったルーム及び北区・美原区のルームの利用保護者・児童を対象としたアンケート調査を実施いたしました。アンケートの結果は、ホームページ等で公表しております。</p>						
<p>今後、アンケート調査の実施方法等について引き続き検討してまいります。</p>						
第9項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>運営事業者が変更になったルームの運営状況を把握するため、平成29年度に実施したアンケートの結果では、利用保護者によるルームの利用に関する評価は、各ルームとも「満足」及び「おおむね満足」の回答があわせておおむね8割以上となっており、事業運営については円滑に運営できていると判断しております。</p>						

番 号	陳情第41号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第10項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>本事業の指導員は、運営事業者が雇用する職員であり、雇用条件等は運営事業者が就業規則等により定めております。</p> <p>また、指導員の処遇改善につきましては、課題であると認識しております。</p>						
<b>第11項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>本事業は、事業運営を運営事業者に委託しておりますが、委託費用について、人件費や物件費等、事業運営に必要な経費を適正に積算しており、その費用の範囲において委託料を決定した上で、契約を行っております。</p> <p>委託契約を締結した運営事業者は、業務仕様書及び企画提案内容に基づき運営を行います。</p> <p>本事業は、総価契約による完了払いであり、精算行為を伴わないので、本市に対する収支報告の提出は必須ではありませんが、運営事業者から毎月の業務完了届及び業務報告を提出させており、適正に運営していない事実があれば、発注者として運営事業者を指導し、改善とともに、放課後子ども支援課職員による巡回により、日常において現地での履行確認も合わせて行っているところです。</p>						
<b>第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業（のびのびルーム）の運営は、堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定められた基準に基づき実施しております。また、当該事業につきましては、事業の運営を当該条例に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しております。</p>						
<b>第13項、第14項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>空調設備は、計画的に入れ替えを検討しております。</p> <p>また、冷蔵庫につきましては、順次整備してまいります。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>放課後児童対策事業の実施にあたり、必要な物品等につきましては、事業者からの依頼により必要に応じて整備しております。</p> <p>この度、百舌鳥小学校のびのびルームに納品された児童用ロッカーは45人分であり、仮置き後、運営事業者と打ち合わせを行った上で一部を専用教室へ配置し、残りを生活科ルーム2に配置したところです。</p> <p>生活科ルーム2は平成29年度は普通教室として使用されていたため、当該教室で準備できるようになったのは3学期終了後でした。また、壁面固定フックについてもロッカーと同時期に整備いたしました。</p>						
<b>第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>「堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務企画提案書作成要領」において、本市が事業者に貸与する備品を指定しております。</p> <p>児童用ロッカー及び施設整備が必要な壁面フックについては、市が整備することとなります。</p>						
<b>第2項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>生活科ルーム2は主に月曜日と水曜日、会議室は主に金曜日に使用しております。</p> <p>なお、生活科ルーム2と会議室を同日に使用した日はありますが、同時はありません。</p>						
<b>第2項（2）（学校教育部学校指導課）</b>						
<p>本市では、学力向上の教育政策として、小学校3～6年生の国語、算数、理科の教科において、習熟度別指導等を実施しています。</p> <p>百舌鳥小学校については、3～6年生の少人数教室で、算数の習熟度別指導等を週20時間程度行っています。また、少人数教室の大きさは、生活科ルーム2や会議室と同じ大きさです。</p>						
<b>第2項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
<p>共用教室の利用方法は、業務仕様書及び運営事業者が提出した企画提案に基づき、運営事業者がのびのびルームの日々の状況に応じて利用しているものと認識しております。</p> <p>なお、共用教室に係る運用につきましては、業務仕様書及び企画提案のとおり履行するよう運営事業者に指導及び助言を行っております。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課)						
<p>共用教室については、放課後の時間帯に専らのびのびルームとして使用できるよう学校と調整を行った上で確保しております。</p> <p>また、共用教室の施設及び設備については、学校の協力のもと、整備に努めてまいります。</p>						
第2項(5)(総務部学務課)						
<p>来年度の百舌鳥小学校区の新1年生児童数は、平成30年5月1日の時点で、150人程度と見込んでおります。</p>						
第3項(1)(地域教育支援部放課後子ども支援課)						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームにおいて、平成29年度業務仕様書における、配慮を要する児童や安全管理上必要な場合に追加配置される指導員（以下「加配指導員」という。）の配置数は5人となっております。</p> <p>また、平成30年4月1日現在の児童数に対する支援の単位数は5単位であり、指導員の基本配置数は10人となっております。また、加配指導員の配置数は5人となっております。</p>						
第3項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)						
<p>百舌鳥小学校のびのびルームにおいて平成29年4月1日から平成30年3月31日までの開設日数293日のうち、基本配置が不足していたのは8月1日と8月21日の2日あり、加配指導員の配置状況は、出席児童数に対して充足していない日が151日ありました。</p> <p>また、平成30年度は4月1日から4月30日までの開設日数24日のうち基本配置は充足しており、加配指導員の配置状況は、出席児童に対して充足していない日が15日ありました。</p>						
第3項(3)(4)(5)(地域教育支援部放課後子ども支援課)						
<p>指導員配置は、業務仕様書上、事業の実施時間について、支援の単位毎に指導員を2名以上配置することが必要ですが、業務時間における始めの30分については、配置基準の半数以上の配置とすることができます。この他、本市が必要と認めた場合、障害等のため配慮を要する児童や安全管理上必要な場合等に伴う指導員を追加配置しています。これらの要件が満たされているかについて、本市では毎月、事業者から業務完了報告を受け、指導員の不足がある場合については、業務仕様書のとおり履行するよう運営事業者に指導を行っております。</p> <p>また、まず基本配置に指導員を配置した上、配慮を要する児童に対し追加配置していると考え、指導員の配置状況を把握してまいります。</p> <p>なお、日々の指導員の配置については、「放課後児童支援員」と「補助員」に区分された形で、事業者から報告を受けております。</p>						

番 号	陳情第42号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
<b>第4項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
校舎改築に伴い、のびのびルームとして利用するための共用教室の確保に努めてまいります。						
<b>第4項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
現時点では、埋蔵文化財発掘調査を本年7月から9月にかけて実施し、その後校舎の改築工事を本年10月から開始し、平成32年3月に竣工する予定となっております。						
今後、新校舎の供用開始までは、専用教室のほか、共用教室を確保しながら児童の受入れに努めてまいります。						
<b>第5項（1）（2）（3）（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）</b>						
百舌鳥小学校のびのびルームの専用教室の空調につきましては、本事業において設置した空調としては一番古い設置年のものとなっているため、早期に更新してまいります。						
また、冷蔵庫につきましても順次整備してまいります。						
施設整備については、状況を確認のうえ、対応してまいります。						



平成30年 第2回市議会(定例会)陳情回答綴

平成30年 6月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-18-0051